

1. 令和5年第4回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和5年9月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 蓑島もとみ議員、6番 三島一貴議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。

質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長に許可を頂きましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私、今日、1番、2日目のトップバッターということで、何としてもこの議場へも1番に来ないかんと思って頑張って来たんですけど、はや8番議員が既に来ておられました。伺いますと、毎回、8番議員は1番に来てみえるそうですので、これはちょっと見習わないかんというふうに今朝思いました。

そして、私は11月生まれでございまして、私はさそり座でございます。今日の運勢は1番でありましたので、1、1と、答弁のほうもいとお答えできることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の質問は、大きく2点、サクラ類てんぐ巢病についてと、障害者福祉についてであります。

1つ目に、全国的に広がっていると言われております、ソメイヨシノ桜のサクラ類てんぐ巣病の状況について伺いたいと思います。

調査を行ってみえるのかという質問と、感染を防ぐ市の対応と今後のお考えの2点を分けて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

皆さんよく耳にしますソメイヨシノとは、ウィキペディアによりますと、エドヒガンという桜とオオシマザクラという桜の雑種が交配して生まれた桜の中から、特定の1本を選び抜いて接ぎ木で増やしていった、いわゆる今でいうクローンの栽培品種であると言われております。江戸時代末期から明治初期に、江戸の染井村で植木職人によって売り出されまして全国に広がりました。

古来より桜の名所とありましたのは、奈良県の吉野山でございます。その吉野山にちなんで、吉野桜として広まっておりますけれども、1900年には、この名称では吉野山にもともと多い山桜と混同されるおそれがあるということで、翌年1901年に、日本園芸雑誌において、染井村の名を取って「ソメイヨシノ」というふうに命名したと言われております。

そして、皆さんよく耳にする桜前線の予報がありますよね。気象庁が沖縄県より東、札幌より西の各地の桜の満開とか開花状況を判断する標本木として使われておるのもソメイヨシノでございます。ということは、いかに全国にソメイヨシノがあるかということがこれにて分かります。

本市においても、春を待ちわびたかのように、国道沿い、河川敷、神社、公園、学校などで咲き誇り、地元住民をはじめ、観光客もそれ目当てに郡上市を訪れております。観光立市郡上へも、一役買っているのではないのでしょうか。しかし、ソメイヨシノは伝染病に弱いとされており、寿命も約60年と言われており、桜の品種では短命だと言われております。

タブレットのほうには、てんぐ巣病の様子を画像にてアップしておりますので、見ていただきたいと思っております。

郡上の桜を語るときに、白鳥町の国鉄職員の佐藤良二さんのことを皆さん思われるでしょう。1966年頃から名古屋と金沢を結ぶバスの車掌の方で、名古屋と金沢を結ぶために、そこに日本海と太平洋を桜のトンネルでつなごうと決意されて、生涯終えるまでに約2,000本もの苗を植えたと言われております。47歳の若さで亡くなりましたが、そういった桜が郡上にはあります。

そのように、本市においても、桜の思いとか、関心度はかなりのものではないのでしょうか。流れゆく時代を、そのときその時代に、そこに住む人たちと一緒に見てきたソメイヨシノが絶滅の危機にさらされようとしております。

それが、今回質問いたしますサクラ類てんぐ巣病についてです。タブレットにあります画像は、近くのでんぐ巣病に感染した桜でございます。見にくいかもしれませんが、ほうき状になったり、まるで鳥の巣ができたような塊ができるのがてんぐ巣病でございます。

そのような状況を、本市において調査は行われているのでしょうか。1つ目の質問をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、本田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

日本の山野に自生します野生種の基本種は、山桜やエドヒガンなど、全10種と言われております。御質問いただきましたソメイヨシノにつきましては、エドヒガンとオオシマザクラの自然交雑もしくは人工的な交配で生まれた日本産の園芸品種の桜というふうに言われております。

この調査ですけれども、郡上市では、森林病虫害等被害調査というものがございまして、郡上市森林整備計画で、計画区域内を対象に、県の関係機関をはじめとします、行政機関、森林組合、森林所有者等との連携によります被害対策や被害監視などから防除実行までの地域体制づくりを行うこととしております。

被害調査では、森林病虫害等を早期に駆除し、その蔓延を防止して森林の保全を図るため、県からの調査依頼を受けて、毎年9月から10月にかけて森林組合等の木材生産事業者と協力して、松くい虫の被害でありますとか、ナラ枯れ被害、また、鹿被害等の森林被害の状況調査を実施しておりますところがございます。

御質問のソメイヨシノにつきましては、この病虫害等の被害調査項目ではなく、現在は調査を行っておらないと、また把握もしておらんという状況でございます。しかし、文化財であります桜、また学校、公園等の行政機関が管理者とされております桜については、それぞれの管理者において管理保全をされておるという状況でございます。

それらについては、引き続き、それぞれの担当部署において管理をしてまいりたいというふうに考えております。

自治会や民間で植えられましたソメイヨシノなどの桜については、植えられた方々で日々の状況の調査を含め、管理をしていただけたらというふうに考えております。

その際に、桜の病気などが見つかったということでありましたらば、そうした対策について、市のほうに御相談いただきたいというふうに考えております。

御紹介しますと、県では、植物の生理生態等の知識を有して、樹木の病気等を総合的に判断・治療できる専門技術者を岐阜県緑の博士、グリーンドクターとして認定して、現地での病虫害、また病気の診断・治療の助言等を行っておりますので、そうしたドクターを御利用の際には、林務課を通じて御相談いただきたいというふうに考えております。お願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。

調査を行っていないということでございますけども、今後そのようなことがあったら相談には乗るよというふうな御答弁いただきました。誠にありがとうございます。

続きまして、小項目2番目にあります、感染症を防ぐ市の対応と今後の考え方ということで質問させていただきます。

偶然、NHKの朝ドラ「らんまん」でも、第60回では、山桜でこの病気に奮闘するのが放映されておりました。

日本花の会によりますと、伝染源となる胞子は、病気になった枝の葉の裏側に作られ、葉が散り終わった頃、ちょうど今の時期、飛散すると言われております。対策としては、伝染源をなくするために落葉時期に伐採し焼却することとあります。市内の観光名所では、調べましたら、明宝の善兵衛桜はエドヒガン、六ノ里の善勝寺の桜も、向小駄良の藤路の桜もエドヒガンという種類のようにございます。五町にあります五町堤はソメイヨシノ、愛宕公園は、この隣にありますけど、約700本植わっております。それはソメイヨシノでございます。神明神社の桜並木は山桜とソメイヨシノがあります。和良の方須の桜並木もソメイヨシノでございます。また、先ほど御紹介いたしました、佐藤良二さんが植えられた桜もソメイヨシノのようにございます。

ほかにも各地区で、学校、神社など有名なところだけでなく、早急に行政で剪定・伐採処分を行っていただき、郡上の自慢の桜を守っていただけないでしょうか。先ほどの御答弁では、植えたその責任において、その方々で対処をすると、またそういった相談には乗るよという返答ではございましたけれども、この剪定というのは大変なことでありまして、高所での作業で、高いところですね、作業あったり、伐採、焼却により専門業者さんでなければできなくて、いわゆる指をくわえて枯れていくのを見とるような、そんな状況にならんかと思えます。

費用がかかることは当然ではございますけども、何らかの対応と今後の市のお考えをお聞きしたい。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

森林病虫害等の防除対策の支援につきましては、岐阜県森林病虫害防除補助事業というものがございまして、この事業によって、森林病虫害等を早期に駆除し、その蔓延を防止し、森林の保全を図ることを目的に、森林病虫害等被害調査に基づき、各種の防除対策、薬剤の散布等の支援が行われているというような現状でございます。

しかしながら、この事業では、森林整備計画区域内の森林で被害等の調査報告がされた森林病虫害等の被害が対象となるため、ソメイヨシノは対象外ということになっています。しかしながら、桜など、景観木の植樹活動については、市の緑化でありますとか、景観活動に取り組んでいただいておりますというわけでございますので、市では、今後、自治会等でソメイヨシノ等の景観木を管理し

ている場合で、自らてんぐ巢病などの対策に取り組む場合に、剪定処理などの対策費用の一部を支援する施策を、今後、検討してまいりたいと思います。

ここからは御紹介になりますけれども、桜の植樹を進めてきた公益財団法人日本花の会などでは、桜については、てんぐ巢病などのこともあり、在来種であるエドヒガンなどを増やす方向のようでございます。

岐阜県では、公共施設の緑化や地域住民の緑化意識の向上を目指し、白鳥林木育種事業地で、エドヒガンであります淡墨桜、臥龍桜、荘川桜の苗木の養成を行っておりまして、植栽場所や所有者の承諾等の諸条件は必要となりますけれども、苗木の無料配布なども行っておるということでございます。

また、岐阜県緑化推進委員会郡上支部でも緑化推進活動として、自治会等を対象に山桜等広葉樹の苗木を無償で提供し、緑化活動に取り組んでおりますので、こうしたものも活用いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） 御答弁ありがとうございます。

大変いい御返答をいただきまして、ありがとうございます。というのは、まだ検討中ではあるということでございますけれども、今日、この発言を基に自治会での対応、そういった費用の一部を援助して下さることで検討していただくということで、前向きに検討いただきましたので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

部長が言われましたように、やっぱり桜あつての郡上といっても過言ではないくらい、本当に山々に囲まれた郡上市でございますので、どうかそうやって私たちの力で、やはり病は、そうやってなくしてしまうのではなくて、何とか残していけるように、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、2 番目にあります、障害者福祉について御質問させていただきます。

この項目も2 つありまして、1 つ目は、「清流の国ぎふ」文化祭2024への本市の取組を伺いたい。2 つ目は、障害者絵画展の開催についての2 つを質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1 つ目の「清流の国ぎふ」文化祭2024への本市の取組について質問いたします。

「清流の国ぎふ」文化祭2024とは、第39回国民文化祭と第24回全国障害者芸術文化祭の統一名称で、各種の文化活動を全国規模で発表・共演・交流するという祭典でございます。

岐阜県では、国民文化祭は平成11年度より25年ぶりの2 回目、全国障害者芸術文化祭は平成14年度より以来22年ぶり2 回目の開催となります。

開催時期は、来年の2024年10月14日から11月24日、約1 か月間となっております。

開催を全国で持ち回り、第24回の令和6年度は岐阜県とあります。県内の市町村、そして本市においてはどのような取組を持っているのか、どのような状況なのかを知りたいので、答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、回答させていただきます。

「清流の国ぎふ」文化祭2024は、議員御指摘のとおり、第39回国民文化祭及び第24回全国障害者芸術文化祭の統一名称であり、県及び市町村が実行委員会を組織して各種事業を開催することとなっており、それぞれ準備を進めております。

郡上市では、令和5年2月14日に「清流の国ぎふ」文化祭2024郡上市実行委員会を組織し、第1回会議を開催いたしました。

実行委員会の構成として、会長を日置市長が務め、副会長に市議会議長と副市長、委員には教育長、郡上市文化協会長、郡上市社会福祉協議会長、岐阜県立郡上特別支援学校校長、岐阜県身体障害者福祉協会郡上支部長、郡上市観光連盟会長、郡上市商工会長、郡上市地域公民館長会会長、郡上市小中学校校長会会長に御就任いただいております。

そして、6月28日に第2回会議を開催し、市主催事業の計画と準備状況について実行委員の皆様へ御報告をしております。

現在は県により、県及び市町村の各種事業を取りまとめられ、実施計画案として文化庁に提出され、計画案の承認待ちとなっております。

実施計画案の詳細については、文化庁から承認され、県から発表あるまでは郡上市の主催事業の詳細を公開することはできませんが、郡上市実行委員会としては、今回の大会が郡上市の地域振興の重要な節目と捉え、全国レベルの文化に親しむ機会を提供し、地域文化振興を図るとともに、郡上の文化の情報発信、次世代を見据えた文化の創造、郡上の人々が輝く共生社会を目指す大会として計画しております。

特に、「清流の国ぎふ」の文化力を結集、発信や次世代への継承ということで、郡上の地域文化、短歌でありますとか、無形文化財などを活用した事業、また、文化芸術で人が輝く共生社会を実現ということで、障がい者と健常者の区別なく、市民の日頃の創作活動を広く紹介し、市民の自己実現や芸術文化を通じた交流の機会を提供するなど、関係団体と連携しながら準備を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。実行委員会も2回目開催ということで、されておるといふことで、進んでいるということが分かりました。ありがとうございます。

その中で、もう一つ、市内の障害者福祉施設でも対応できそうな、今、この文化祭についてですけども、そのときに開催の事業の入札制度があることを知りました。この入札の内容を見ますと、例えば、PR用のオリジナル缶バッジの作成、キットの調達であったりとか、PR用手さげバッグの調達といった、この郡上市内の福祉サービスを行っている事業所でも対応ができそうな内容でございました。本市としては、そのような入札を申し込んでいただいたのかをお聞きしたいので、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えさせていただきます。

議員御指摘の入札につきましては、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局が缶バッジ製作キット、PR用手さげバッグの調達について行われたもので、市内の障害福祉サービス事業所に問合せをしたところ、缶バッジや手さげバッグの製作が可能な事業者には、県の事務局より缶バッジ製作キット、PR用手さげバッグの調達についての通知はありましたが、仕様書に沿った数量を期限までに製作することが困難であったため、入札には参加しなかったということでございましたので、よろしくをお願いいたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） 分かりました。そういったことで、入札にも一応前向きに取り組んだということのを伺って、まず安心しましたけども、岐阜県の障害者優先調達推進方針というものがありまして、その中でも、市内の障害者福祉施設の商品の利用をどんどん進めていくというのがこの推進方針にあります。今まで以上に、そういった事業所の商品が郡上市内でもより多く使われていただきますよう、お願いしたいと思います。ありがとうございました。

では、2つ目の、障害者絵画展開催について質問させていただきます。

令和5年4月4日の東京の渋谷区にあります、一般社団法人のシブヤフォントというところと東京新聞というところで、ロビーで開催されておりました「うちの子には障害があります」というコンテストの作品展の視察に行っていました。

視察を行った理由は、障がいのある子を持つ母親が運転中に交通事故に遭われ、幸い軽傷で済んだのですが、あのまま親子二人で死んでしまいたかった、この子を残しては死ねないと言われたそうです。

また、発達障がいの女の子が毎日世話をしてくれるおばあさんに、普段なかなか会話が成り立たないその子でありますけども、急に、迷惑をいつもかけている、こんな私でごめんなさいと言われたそうです。

ある横浜の出版社の人に、知人にその話をしたら、絵本の「うちの子には障害があります」

を出版するに当たり、障がいのある方から子ども、大人関係なく、絵本の挿絵を募集したということでした。それで、私は東京渋谷のほうへ飛んでまいりました。

題材は、その絵本を読み、感じたことを絵にするというものです。スター出版が大賞賞金30万円のコンテストを主催し、全国から48点の応募の中から1点が選ばれました。

受賞された方は、今までそのような大金を手にしたことがありません。大変喜ばれ、今後の創作活動に意欲と生きがいが出たと大変喜ばれたそうです。タブレットに掲載しておりますが、そこにあります絵がそうでございます。

受賞を逃された方々に多かったその絵は、お母さんが泣いている絵でした。それは、絵本の中で病院の先生に、おたくのお子さんはASD、いわゆる発達障害、自閉スペクトラム症ですけど、と言われたときにお母さんが涙するシーンでございます。いろんな場面がある絵本の中で、そのお母さんが泣いている絵が一番多かったというふうに感じました。大好きなお母さんが涙することで、いろんなことをその子は思い巡らせたのかもしれない。

絵本では、その子を持つ母親が描いた実話で、内木美樹さんという方が、千葉縣市川市の方ですけど、我が子が保育園に入園するときに、保護者の皆さんの前で勇気を出して、「うちの子には障害があります。助けてください。」と言われたそうです。その言葉に保護者の皆さんが驚き、感激し、心を打たれて、皆、大丈夫だよって温かく迎えてくださった、そういった物語の実話の絵本となっております。

では、本市においても、さきの質問に出てきました、「清流の国ぎふ」文化祭2024の年にちなんで、八幡にある越前屋にて、障がい者による、これは郡上らしさというものをテーマにした絵画コンテストの開催を検討していただけないでしょうか。

過去、社会福祉協議会主催によります同様な展示会があったようでございます。市内には、5つの障害福祉サービス事業者があり、全ての事業所に声かけを行い、参加協力を得て、これを機会に創作意欲と生きがいを持っていただくよう、投票によって選ばれた作品に賞金をつけ、年に一度の開催を検討願いたい。また、作品出展資格は、障害福祉サービス事業所を利用されている方に限定しなくてもよいと思います。併せて、市内地元業者とその障がい者の方が作られた、作者ですけど、コラボして共同開発した商品が販売できるシステムを構築できないでしょうか。

タブレットにも掲載しましたが、一例でウイングハウスさんの商品をアップしております。こういったウイングハウスさんや、みずほ園で作られている小物や縫製製品等の展示会、即売会を行い、販売ルートを模索し、売上金が作者、障がいある方に還元できるシステムを社会福祉協議会と一緒に取り組んでいただけないでしょうか。

今日、1つ実物を持ってまいりましたけども、こういったものもウイングハウスさんで作ってみえるアクセサリでございます。そういったことを含め、御答弁をよろしく願います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、私からは障害者絵画展の開催について御回答させていただきます。

令和2年に開催されました、郡上八幡町屋敷越前屋等での障害者作品展示会は、岐阜県障害者芸術文化支援センター等による主催で、社会福祉協議会、職員も所属する市内ボランティア団体により、市内の障害福祉事業所全てに声をかけて開催されました。このときの新聞記事によりますと、90点の作品が展示されたそうです。

また、毎年9月の第2週には、一般社団法人岐阜県身体障害者福祉協会主催によります、障害者ふれあい福祉フェアが岐阜市内の商業施設において開催され、絵画、書、写真、手芸作品等の作品展示が行われています。

郡上市からの直近の出品数としましては、市で把握できている数字のみとなりますが、令和3年に1点、令和4年に5点、令和5年に4点が出品されています。

展示された作品につきましては、郡上市総合文化センターや道の駅、古今伝授の里フィールドミュージアム等で作品展示を行われておりましたが、令和2年からはコロナ禍により実施はされておりませんでした。

「清流の国ぎふ」文化祭2024にちなんだ、障がい者による絵画コンテストの開催等の御提案でございしますが、先ほど教育次長から答弁があったとおり、「清流の国ぎふ」文化祭2024でも、障がい者の方の作品展示の検討がされておりますので、まずは、それに注力したいと考えております。

2025年度、令和7年度以降の作品展につきましては、先に述べました、障害者ふれあい福祉フェアとの関連性なども考慮しながら、障害福祉事業所等を通じて、障がい者の方の意向も伺った上で、創作意欲が高められる方法も含めて検討したいと考えております。

障がい者の収入増という観点からお話ししますと、過去には、市内の障害福祉事業所に通所している方がデザインしたエコバッグを業者とコラボして販売を行われたことがあります。生産数等の課題があると考えております。

市内の障害福祉事業所では、オンラインショップを開設して販路拡大に取り組んだり、イベントなどに積極的に出向いて自主製品の販売を行うなど、努力をしておられます。

市におきましても、先ほど議員の御質問の中にもございましたが、障害者優先調達推進法に基づきまして、障害福祉事業所からの物品購入を優先的に行っておりまして、令和4年度では224万3,422円の実績となっています。

今後、社会福祉事業所等とも協議を行いながら、障がい者の方の収入が増えるような方策を検討したいと考えております。

○議長（田代はつ江） 青木副市長。

○副市長（青木 修） それでは、私のほうからは、地元の事業者さん、それから障がい者と共同開発をした商品の販売システムと、そして売上金を障がい者へ還元するシステム、このシステムについてお答えをしたいと思います。

システムとするためには、商品の開発と、それから販売、そして、その利益を還元するための系統立てた仕組みが必要になります。そこには、必要な組織をつくったり、あるいは人材の配置をしなければならぬというふうを考えております。

今回、御質問の意図と少しずれるかもしれませんが、簡易なシステムとして、一例を挙げてお答えをしたいと思います。

それは、絵画展とか、あるいは作品展が行われたという前提でお答えをしたいと思います。

4つの過程を考えます。まず1つ目は、絵画や、それからデザインなどの作品を商品として共同開発をするかどうか、検討をする過程があります。ここには、絵画展や作品展の期間中に特定の日を設けて、デザイナー、それから映像作家、印刷事業者、そして、ものづくりの事業者、福祉事業者等が集まって作品を選び、どんな製品にするか、どんな商品にするかということについて意見交換を行います。

それから、2つ目の過程ですが、候補作品、採用する絵画やデザインを商品化、製品化するために試作を行ったり、モデルの作品を作ったりするという過程があります。ここでは候補作を基に、デザイナーであったり、あるいは製作者であったり、福祉事業者の方がアイデアを出し合って試作品を作ります。この際に、郡上のものづくりに携わる人々の協力を仰ぐということが大事だと思っています。

例えば、木のおもちゃを作っている人、それから食品サンプルの事業者あるいはスクリーン印刷の事業者など、いわば郡上の技術をこういった展示会あるいは絵画展で生かすということが、郡上らしい作品につながっていくというふうに思っています。

それから、3つ目の過程ですが、商品化・製品化するための試作品、それから試作したモデルの見本市を開催する、前年度に候補作品が上がって試作品ができたなら、翌年度の絵画展とか、あるいは作品展の機会を生かして、その場で、見本市として、関係する業者さんに全部集まっていたら、これを商品化するために、あるいは生産するとしたら、あるいは販売するとしたら、どういう方法があるかということを検討していただくプロセスがあります。

この見本市に関しては、現在、生産されているものも応用できるというふうに考えています。どれだけのものをどれだけ生産できるか、どれだけのものをどれだけ販売できるかということに関係者が共有することによって、計画生産というのが可能になりますので、このことによって、いわば生産コストというのが下がってきますから、一定の利潤を上げるということは可能だと思います。

4つ目は、製品の販売と在庫管理とか、収益の還元を行うという過程が要りますけど、ここには

やはり運営組織であったり、人材がどうしても必要になってくるというふうに思います。

今、1番から4番までの過程をお話ししましたが、こうした、少し過程のさらに簡便な方法といたしますか、それによって考えられる方法としては、あらかじめ用途を決めて、その用途に合ったデザインなり、絵画なりを採用するという方法です。

例えば、市の行事のポスターあるいはチラシ、封筒、こういったものの一部に活用をしていくと、そのために作品を選んで、デザイナーによる手直しをして作品化するというのがあります。

それから、もう一つは、市で制作しているTシャツであったり、あるいはバッグであったり、そういったものについてのデザインとして採用するという考え方があります。

それから、最後になりますが、商品の包装紙であったり、パッケージ、場合によって浴衣のデザインなんか採用するという事も考えられます。こうしたことについては、商工会さんの御協力が必要だというふうに思っております。

今、市として事業化をするという観点でお答えしましたが、それに加えて、というよりも、もう一つ大事な側面として、障がい者の方の生き方を強めるという意味で、作品展、絵画展の意味というのは非常に大きいと思っております。表現、個性という、言わば障がいというのは個性として考えられますので、個性を表現することによって、さらにその個性がより確かなものになりますし、表現されたものが多くの人に認められるということによって、自信や生き方につながっていきます。そういう意味で、絵画展や作品展といった機会を、ぜひその人その人の個性を磨く場として活用していきたいと思っております。

一例を挙げたいと思っておりますけれども、これは絵画とかデザインではなくて、短歌なんですけれども、小学校の2年生で特別支援学級に在籍していた子が、ザリガニを育てていた家庭で、こういう短歌を読んでいます。「ザリガニが脱皮したんだ　すごいよね　殻を食べたらどんな味かな」と、この子の作品はコンクールに出されました。そして、その作品が認められたということによって、本人の自信にもなりました。

そういったケースもありますので、繰り返しになりますけれども、こういった表現の機会というのは、ぜひ大事にしていきたいと思っておりますし、その表現の機会によって、それが製品化されたり、あるいは商品化されれば、さらにそれは認められる力になっていくというふうに思いますので、関係者の皆様といろいろ協議をしながら、具現化する方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) どうも御答弁ありがとうございました。

私、全く副市長が、今、最後にお話しされたとおりの、全く同感でございます。決してお金をもう

けてどうのこうの、それは、先ほど言いました、生きがいであったり、これからの望みへつなぐという、モチベーションを得るためだけのことでございまして、今、副市長言われました、生きがいであったりとか、せつかく生きているこの人生をと考えると、やっぱりそこを酌んでいただきながら、検討していきたいという御返答もいただきましたので、今回は思い切って発言をしてよかったなというふうに思っております。本当にどうもありがとうございました。

あと、今日、私、この質問をすと言いましたら、7番議員のほうからちょっと情報提供がありまして、これは視覚障がい、目の障がいのある方にもかかわらず、このようにすばらしい、きれいな絵を描かれるという展示会が岐阜で行われたようでございます。ネットで調べましても、毎年毎月のように、こういった絵画展をあちこちで開催しております。福祉に関する関心度が日本全国高まっております。どうかそういった意味でも、この郡上市、その福祉にすごく力を入れとるのだということをアピールしていただきながら、今後とも取り組んでいただきたいと思っております。本当に今日はどうもありがとうございました。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

（午前10時11分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 蓑島もとみ 議員

○議長（田代はつ江） 5番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） 失礼しました。ありがとうございます。指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

当初、大項目を2つ設けておりましたが、第2番目の項目に対して、ちょっと質問にそぐわないということで削除させていただきました。よろしく願いいたします。

大項目として、自然環境と人工林という項目で、1番目に人工林の手入れと整備状況はという質問内容なんですけど、毎回、私は山と川のことばかり質問させていただいて、誠に申し訳ないとは思いますが、またさせていただきます。

人工林の手入れと整備状況、郡上は、申し上げるまでもないんですけども、山9割の山の国といえますか、の国です。したがって、私ども生まれてこの方、本当に山に囲まれ、山に育てられたよ

うな思いであります。

その山ですけれども、杉・ヒノキを基本とする人工林に覆われております。覆われておるといふんではなくて、人工林が増えてまいりました。

人工林というのは、工業的原料生産を目的として造成されたものです。良質な生産物を産出するためには、常に人の手による調整が必要となります。樹木の成長に合わせた育成作業はほかの生産物、いわゆる畑、田んぼ、最近では、鷲見上野の大根なんか出荷されていますけれども、非常に手間と動力を必要として、特に木材に関しては搬出に大きな負担がかかります。

郡上は、急傾斜の道のない奥山が多く、手入れにおいても、また搬出においても、とても人工林に適した地形ではありません。伐採期を迎えた山々の人工林に対する手入れと搬出に対する対策、整備の状況をお伺いしたい。

もう一つ、今後の当市の人工林に対する考え方をお伺いできればありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、蓑島議員さんの御質問に回答させていただきます。

まず最初に、郡上市の現在の森林の状況から御説明をさせていただきたいと思っております。

郡上市内の民有林面積でありますけれども、2万578ヘクタールと、うち、人工林については5万226ヘクタールということで、人工林率は55%ということになっております。

それで、郡上市の人工林を齢級別で見ますと、杉・ヒノキの標準伐期に該当します46年～50年生、これ10齢級になりますけれども、これ以上が3万6,899ヘクタールで73%を占めております。その多くが、利用可能な時期を迎えているということになるかと思っております。

また、民有林で間伐対象の11年～60年生、幅広くなりますけれども、3～12齢級になりますが、人工林5万226ヘクタールのうち3万4,046ヘクタールで68%を占めております。健全な森林を保つために、間伐等の森林整備が必要となっているということでもあります。

一方、長引きます素材価格の低迷に起因します採算性の問題に加えまして、高年齢化、不在地主の増加によります所有境界の不明確化などの要因によりまして、過去10年間で施業履歴のない、もしくは森林経営計画が立てられない私有林の未整備森林が課題ともなっております。

市は、郡上市森林整備計画で、森林を木材生産林と環境保全林、大きく2つに分けております。

木材生産林は、平均傾斜が緩く、路網から近い、効率的な木材生産に適している森林とし、環境保全林については、急傾斜であり、路網から遠く、保安林等の保全要素がある産地災害のリスクへの配慮が必要な森林として区別をしております。

郡上市森林整備計画における、将来目標区分により分けた私有林の未整備人工林面積は、木材生

産林が7,538ヘクタール、環境保全林が1万2,209ヘクタールとなっております。

続いて、対策と支援、また実績について御紹介しますと、将来目標区分の木材生産林において健全な森林を保つために、切って、使って、植えて、育てると言います、木材資源の循環利用のサイクルをつくって、適切に森林を整備する必要があります。

また、適切に森林管理をすることで、将来にわたり優良な木材を利用することができるというふうに考えております。

木材生産林では、民間の林業事業者が林業経営を行うこととなりますが、補助事業を活用する場合に、林業事業者が森林経営計画を作成し、市は計画の指導・認定を行い、その後、計画に基づき事業者が間伐等の施業を実施することとなります。

市では、令和4年度末で森林経営計画73件、2万2,708ヘクタールの認定を行っています。また、平成30年度から令和4年度の5か年間で、森林整備地域活動支援交付金事業により、1万369ヘクタールの森林整備が森林組合等で行われております。

間伐におきましては、森林組合や森林事業者により年間約860ヘクタールの施業が実施され、このうち搬出間伐は年間552ヘクタールの施業が行われ、間伐材の有効利用が行われております。

木材生産林の境界明確化の進捗状況でございますが、平成22年から令和4年までに2,522ヘクタールが実施されており、こうした実績から年間約200ヘクタールの所有者境界の明確化が進むと見込まれております。

森林組合・林業事業者が実施します林業施業や森林の境界明確化など、国の森林整備地域活動交付金などによって支援を行っておるということでございます。

環境保全林においては、森林環境税・森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度により森林所有者の意向を調査し、市が経営管理権修正計画を作成し、森林整備を進めているところでございます。

環境保全林の中でも、手入れ不足の森林が多い区域で土砂崩壊の可能性が高く、民家等に被害を及ぼすおそれのある森林を最優先箇所と選定し、支障木伐採や間伐等の森林整備を進めております。

令和元年度から令和4年度の実績は、意向調査21地区797ヘクタール、境界明確化10地区296ヘクタール、施業プラン作成4地区112ヘクタール、森林整備2地区11ヘクタールを実施し、令和元年度に計画した移行調査31か所が、令和5年度に完了見込みということでございます。

健全な森林を保つため、郡上市森林整備計画の森林配置における環境保全林の未整備人工林は、市が森林経営管理制度により森林整備に取り組み、木材生産林の未整備人工林は直接的な林業経営の基盤となることから、原則、民間が森林整備の実施を行い、市は補助金等で側面から支援をしてまいります。

これからの事業実施により杉・ヒノキを中心とした人工林の適切な管理を進め、木材生産や産地

災害のリスクの低減など、森林の持つ多面的な公益的機能の維持増進を図り、健全な森づくりに努めてまいりますので、お願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) はい、分かりました。私が心配しているのは、戦後に植えられた人工林に対して、今、非常に手入れが遅れているのじゃないかといいますか、行き届いていない森林が非常に多いのではないかということで、これは参考になるとは思いませんけども、実は、私、仕事で木曾の山奥で仕事をしている折に、双発の大型ヘリが搬出をしているのを、そこへ立ち会わせて、立ち会わせてというか、遭遇いたしました。

現場の方にお伺いして、こんなことを、大がかりなことをやって採算が合うのかと伺いましたところ、非常に高いところで吊って運んでますので大したものとは思わなかったんですけども、1本が300万円で売れると。ほいで、その木は200年、300年以上の樹木だということで、なるほど、木曾においてはそういった搬出、非常に険しい山ですので、もちろん道なんかできるわけないですのてやってみえるということと、それから、やはり今でこそヘリコプター使ってますけども、昔はやっぱり人手を使って引きずり出したという現状の中で、そのときにその山の方がおっしゃったには、木曾ヒノキは200年、300年の木を育てるのに、もう江戸時代はもちろんなんですけども、もうはるか昔から植林に対して非常に理解というか、皆さんで協力し合いながら山を守ってきたと、その上でその名木が誕生するんだということをお聞きしました。

せんだって、尾村議員が番匠ということについておっしゃっていた、いい技術者は200年、300年の耐久性を持つ建造物を造りたいんだということをおっしゃってました。その建造物200年、300年をもたせるための木というのは、やはり200年、300年以上の期間を手入れを経て生産され、作り出されるものじゃないかというふうに考えております。

やはり、たとえ広大な山を手入れして、整備して生産量を増やすのも大変なんですけども、大事なことなんですけども、大切な地元の山をもっと価値のある生産を目指していけないものかというふうに思いました。

これも私の仕事の関係なんですけども、愛知県、三重県、福井県のほうに、私、市場の関係者を知っておりますけども、最近はお付き合いがないんですけど、かつて郡上という名前を聞くと、あ、郡上杉、長良杉があるじゃないかということをお聞きました。

長良杉というのは、特徴をお聞きしたところ、非常に木目が明確である。製品にしたときに艶がある。そして香りが、ヒノキももちろん香りが大事なんですけども、杉の香りがしっかりとて、一番強調されて言われたことが、節が美しいと。節が美しいということはどういうことかといいますと、山で育つときにしっかりと手入れされているということです。間伐がなされていなかったら、

全て死に節になります。その節が全て美しいということは、かつては山の方々は本当に一生懸命枝打ちをして、間伐をして、いい材を、良材を産出しようとして努力されていたんだなということ、そのときに非常に感じたんですけども。

山という、今、5割、6割近くが人工林で杉・ヒノキが植林されているということでしたが、多くの、広い土地に人工林、いわゆる生産物を生産する畑みたいなものですけども、そういうものを広げていくんじゃなくて、良質な良材を一生懸命作って、後世にいい形で残せる森林を育てていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

本当に、こういった広い範囲を管理される農林関係の方、本当に大変御苦労さまだと思います、適正な形で適正な手入れをしていただき、美しいというか、健康な郡上の山を守っていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございます。

第2番目ですけども、豊かな自然、森林への更新はという分かったような分からんような質問になってしまいましたけども、についてちょっとお伺いしたいと思います。

郡上の市民憲章の最初に、自然を敬い、自然に親しみ、豊かな山河を守りましょうという、あれが初めにあります。ここに出てくる自然という言葉について、私は以前からちょっと自然というものの言い表し方が、何と申しますかね、一般にいう自然、普通、普通という感覚で自然という言葉を使ってみるんじゃないかなというふうに思って、ちょっと危惧しておったんですけども、ちなみに、山、森のことなんですけども、豊かな自然の森というのは、自然という中であって、花を咲かせて、実を結んで、葉を落として、いろんな、多種多様な生物を育て、バランスの取れた生態系を保ち営んでいるものであると思います。

雑木と称される樹木たちは、どの種においても大切な役割を持ち、わずかな陽光を分かち合いながら互いに助け合い、守り守られながら自然という複雑な生態系を作り上げてきたものであろうと考えております。

いわゆる豊かな森と言われるところには生命が満ちておりまして、調和の取れた生物のコミュニティを形成しています。自然の森に対して、これ言うと後で叱られるような気もするんですけども、これは自分の考えですけども、自然の森に対して人間というのはもっと畏敬の念を持って尊ぶものであって、利を求めて踏み入るものではないんじゃないかなと私は思っております。

奥山の人工林は、かつての静かな森に更新すべきではないかと思うのですが、それについてどうお考えか、ちょっと意見を伺いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） お答えをさせていただきます。

岐阜県においては、第3期岐阜県森づくり基本計画において、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の標準化を図るため、100年先の森づくりの取組を行っております。

100年先の森づくりでは、林業として条件の整ったエリアは持続的な林業経営を行う木材生産林として維持管理し、それ以外の木材生産林としても経済的採算が見込めないエリア、また保安林等の法規制により、保全すべきエリアは環境保全林として県内の人工林30万8,000ヘクタールのうち、保全すべき森林など12万8,000ヘクタールを計画的な伐採や間伐によって広葉樹化や針広混交林化などを含む環境保全林へ移行することが可能であると試算をしております。

市内の人工林ですけれども、昭和41年度の人工林面積が2万7,256ヘクタール、人工林率で30%でありました。しかし、杉・ヒノキ等の植林などが進みまして、令和3年度の人工林面積が、先ほども御紹介しましたけれども、5万226ヘクタール、人工林率が55%ということで推移をしているという状況でございます。

郡上山づくり構想では、山の奥地や急傾斜地、また雪の多い地域など、林業に適さない場所の人工林を適地適木の理論に沿って、間伐等の森林整備を進めることとしておりまして、植生や生態系が豊かで公益的機能の高い豊かな森づくりに取り組んでいるところであります。

木材生産適地においては、林業が営まれ、木材生産に不適なところや環境保全を重視するところにおいては自然の姿に戻すなど、国土保全と林業の両立を図る必要があると考えております。

奥山の人工林を天然林に更新していくためには、奥山はこの急峻な地形が大変多くて、災害リスクに配慮し、大面積での間伐は避け、間伐・択伐の繰り返しと群生伐採、これらを組み合わせて、まずは針広混交林化を進めることが慣用であると考えております。

天然更新には、床面積間伐地が天然林から近い森林または林層に、この人工林になる前に天然林であったところで広葉樹の種などがあるような場所、こうした更新の可能性の高い場所を選定して行う必要があるというふうに考えております。

また、林業従事者や資材運搬など、奥地の森林には林道等も整備されておらず、天然更新するためには非常に長い年月を要するというふうに考えております。

奥地人工林の天然更新への取組には多くの課題がありますが、生態系の保全や水源涵養など、奥地森林の公益的機能の維持・増進を図ることが重要であり、地理的条件や確立された技術を要することから、県においても現場実証が行われておるところでございます。

郡上市においても、相生地区において1か所、そうした実証実験が行われておるといような状況でございます。

市内においては、里山から奥山の森林に及ぶ広大な面積の人工林があり、森林配置における将来の目標区分の木材生産林、環境保全林の整備目標に沿って森林整備に係る指導・支援を進めてまいります。

奥山にある人工林の造林不適地については、広葉樹化などを進め、これをまた、県機関と連携して取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

非常に努力して将来の山づくり、考えていていただけるということをありがたく思うんですが、実は、この会議場、この窓から周りの山々を見させていただきますと、その山に植えてある人工林の木を、あれ、一体どうやって搬出するのかとか、考えたところ、考えているときに、根本的にあんなところになんで人工林がとか、植林がされているのかなという、非常に疑問も感じるんですけども、やっぱり後々のことを考えて植林をしていかなければ、採算性も合いませんし、手入れも、それからもちろん搬出については、これ、どうやったらいいのかということになってきます。

私は、自然林というのを、非常に高く評価するという、言い方は悪いんですけども、あいつ、余計なこと言うともた思われるかもしれませんが、私は、前は木材会社におりまして、非常に貴重な木材を、本当に毎日何十立方という量を製品化しておりました。

今考えると、何て罪なことをしてたんだろうとか、反省させられるところが多いんですけども、自然というのは本当に長い、それこそ何万年、何十万年、下手すると何千万年をかけてじっくりと考えられてきた形であろうと思います。本当に何万種類の生物たちがその中でお互いに助け合いながら、生活とか、その生命を維持していく活動をしている状態の中で、その中で、わずか数十年の間に、その育んできた環境を人間は全て壊していったという、非常に反省するべきところがあるんじゃないかなと考えております。

先ほど申しました、木曽路のヒノキですけども、植林をされる方にお聞きしましたところ、あの銘木というのは何十メートルに1本だよと、そんな無闇に植林をしたわけではない。しかし、人間の手が、人間の手で奥山へ入って1本ずつ植林をされて、それを懸命に手入れして、ほんで何百年を経てその伐採に至っているんだということをお聞きしました。要は、周りの自然に配慮、十分な配慮をした上で、人間の生産物としての杉・ヒノキを育てているんだよということで、現場の山師の方からお伺いして、なるほどな、でも、そんなことやってたら、とてもじゃないけど工業的に採算が合うわけでもなく、何とかしていい形でいい製品を市場に送り出せるように自然を、その中で自然をしっかりと守り育みながらやっていかにやあならんのかなと思っております。

また、今ここに来て秋を迎えまして、私も川へ行って鮎を取るんですけども、長良川の鮎、いわゆるユネスコの世界遺産として登録されているこの長良川の鮎というのは、非常に、全国でも貴重な鮎なんだと、その鮎を育てているのは、実は人工林なんかではない、その長い間育てられてきた自然林こそが、そのおいしくて、香り高くて、形のいい鮎を育み、そして今に伝えていってくれているということで、この遺産を守るという意味においても、自然といいますか、郡上の自然に

※後刻訂正発言あり

恵まれた山々を何とかして守っていけたらありがたいかなというふうに思いながら、本日質問させていただきます。

どうも、いろいろと、部長、ありがとうございました。

これをもって、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時58分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） 質問の前に、蓑島議員から訂正の発言を求められていますので、許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） 申し訳ありません。先ほど私の口から申し上げました※ユネスコという言葉ですけれども、長良川の農業遺産は国際連合食糧農業機関FAOによるものですので、よろしく願いいたします。間違えました。

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、一般質問に入りたいと思います。

4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

○4番（田中義久） 4番 田中義久であります。通告に沿って、一般質問を始めさせていただきます。

9月に入りまして、和名では長月などと称されます。夜が長くなってくるので、夜長月と言い、それが省略されて長月になったのではないかと思います。日本語というのは実に風情があるなどというふうに感じます。

もう一つ、長月は長雨月に関係しているという説もあるようでございます。春の梅雨時とともに、日本の9月は季節の転換点でありまして、雨の多い時期となります。この9月は長雨に加えまして、今年ちょうど100年を迎えました、9月1日に起こりました関東大震災。1923年、大正12年です。今年がちょうど100年ということで、いろいろな捉え方をされておりましたが、そういうことで、死者・行方不明、この推定10万5,000人と、明治以降の地震被害では過去最大、最悪、未曾有のも

のであると、こういうことでございますので、この関東大震災を由来にして、9月1日を防災の日として制定をされると、災害に対する認識を深め、災害に対する備えを行うとされております。

さらに、伊勢湾台風をはじめ大型台風の襲来が多く、先ほどの秋の長雨、大雨シーズンでもあるということから、災害に対して備え、防災知識を広めようと、こういう狙いで9月は防災月間にもなっております。

そういうわけで、今回、1問目につきましては、市民の皆様の安全・安心につながる防災・減災についてお尋ねをいたします。

近年は異常気象が常態化し、さらに異常の度合いが大振れしていると言われております。異常気象は、まさに様々な分野で頻発しており、その原因は諸説ありますが、まず、私たちは肌感覚として、この近年の台風の強大化や、各地で経験したことのないような激しい集中豪雨、また、今年8月12日には、この郡上市八幡町でも全国1位の39.1度を記録しました。非常に暑い夏というものを実感しております。

実は、昨年の日本の年平均気温は、1898年以降、この124年間の中で4番目に高かったそうであります。日本の年平均気温は、100年当たり1.3度、この割合で上昇しておりまして、トップ5、全て2016年以降に記録されたものだそうです。

気象庁によりますと、異常気象というものは、ある場所、ある時期において、30年に一度以下で発生する特別な現象と定義されておりますが、例えば、日本の直近30年間、この猛暑日、最高気温が35度を超える日、平均年間日数は約2.5日ありました。統計を始められた頃の最初の30年間の約0.8日と比べると、猛暑日は実に3.3倍に増加しているそうであります。100年前に35度以上の気温は異常だったのに対して、今日では異常と呼べないほどにその頻度が増えてきているのであります。異常気象が日常になってきている、その恐ろしさを私は感じております。

近年の世界の異常気象の例も、これは非常に多くあります。かいつまんで申し上げれば、2020年の中国長江流域での大雨や、あるいは2021年、今年もありましたカナダ、大変な森林火災が発生しております。カナダのブリティッシュコロンビア州リットンというところでは、同国史上最高気温の49.6度を観測し、その後に山火事が発生すると、こういうふうな事態であったようであります。今年は、ギリシャのロードス島での、あるいはハワイマウイ島での山火事も記憶に新しいところであります。さらに8月には、スロベニアでは国土の3分の2が洪水に襲われ、また、先日のリビアの大雨と大洪水も大変な事態、こうしたことの連続であります。本当に心からお見舞いを申し上げ、国際的な救援と支援を希望する次第であります。

そこで、市長さんにお尋ねをいたします。

昨年12月、脱炭素郡上を表明され、早速、この地球温暖化対策実行計画を策定されました。豊かな森と水を育み、優しい人々が暮らす脱炭素社会を目指していくことになり、市、市民、事業者が

身近なところから実践すべき事柄が具体的に明示されました。これは大事なことであります。しっかり進めていく必要があります。

ただ一方で、このことの元の原因となっている地球温暖化というそのものに対する身近な災害の脅威、まさに市民の皆さんの生活に大きなやいばとなって現実に脅かしている。このことに対する対応も、一方では、これまでと違った形で取り組まなければならないのではないかと思います。もはや10年前、20年前と同じ対策では間に合わない。

実際、近年、連続して想定を超える降水量が記録されていることから、国は8年ほど前に水防法を改正し、そしてハザードマップをこれまでの100年から200年、この一度の大雨という言い方が1,000年に一度という想定に変えられました。私も、岐阜県の土木事務所長さんからそういうふうな対策のお話を聞いたこともあります。まさに地球温暖化、異常気象、重大災害の頻発という変化に、真正面から応えようとする行政の進化だと捉えました。

こうしたことから、郡上市におきましても、新しいフェーズ、言わば段階、局面が変わってきたことに対する、これにふさわしい災害対策、新しい防災・減災対策が、今こそ打ち立てるべきではないかというふうに捉えるわけであります。市長さんから、全ての職員、また防災計画を導いていただくお立場から、これらの認識とこうしたビジョンを含め、お考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 田中議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

御指摘を頂きましたように、最近の気象というのが、日本だけでなく、先ほど例示をされましたけれども、世界各地でも大規模な水害であるとか、あるいは大規模な山火事が発生するとかというような、あるいはまた、先ほどもお話しありましたリビアではダムの決壊による大変な人命の犠牲を出しているというようなことがあって、本当に近年の異常気象、また異常な中でも暑さとか、いろんなものを私どもも肌で感じているところではないかというふうに思います。

この気象現象というものと、それからいわゆる今、脱炭素ということで取り組んでいる地球の温暖化ということとの間の、言わば原因結果関係といいますか、因果関係については、必ずしもまだ全て明確にされているわけではなくて、いろんな他の因子も考えなければいけないということもあるかと思いますが、それにしても、そうしたことが一つの原因になって、近年の非常に荒っぽい気象の状況になっているのではないかというふうに思っております。

気象庁の発表によりましても、今年の異常気象で、長期的な温暖化に伴う水蒸気の量、いわゆる海洋から大気に放出されるといいますか、水蒸気の量が非常に大きいということが、一つの非常に大規模で広域な雨の降り方というようなことに原因をしているのではないかと、こういう見解が発

表されておりますが、郡上市におきましても、今年には既に大雨警報が7回発表されておまして、そのうち2回については、土砂災害警戒情報の基準値も超えるというような状況になっております。極めてやはり警戒すべき状況になっているというふうに思っております。

そこで、こうした本当に新しい局面というようなものを迎えた災害、防災ということでもありますけれども、地球温暖化の対策計画、いわゆる区域施策編は、主として地球温暖化を防止するための様々な市民、事業者、行政への取組というものを述べておるものでございまして、やはり直接的には、郡上市が持っております地域防災計画の中に、しっかり新しい局面を迎えているということをやはりしっかり見極めて、見据えて対策を講ずべきものであるというふうに思っております。

この防災計画は、田中議員もよく御承知のように、国の防災基本計画、あるいは県の防災計画、こうしたものをしっかり注視しながら、自治体である郡上市の防災をどうやっていくかということについて、その対策をしっかり立てていくという性格のものでございまして、これについては、そうした国、県の動き、あるいは郡上市の特性というようなものをしっかり見据えながら、地域防災計画にこうした点については対応策を講じてまいりたいというふうに思っております。

そして、近年やっておりますことは、一つは、やはり防災というのは、ハード、ソフト、両面にわたる対応が必要なわけですが、特に市民の皆様方には、危ないと思われたときにはやはり避難をすると、安全なところへ避難をしていただくということで、自分の命は自分で守っていただくということが大切であるというようなことで、従来、災害の危険度については5段階ほどの段階を設けておりますけれども、そのうちの4段階に従来は避難勧告とそれから避難指示という両方の、言わば強さでいうと、そうしたものが含まれておりましたけれども、非常に市民の皆さんも、これは全国的にそうですけれども、迷われることが多いということで、レベル4という段階になったら一律に避難指示を出すと、こういう形での呼びかけに変わっているということでございます。

それから、こうしたこれからの局面が変わりつつある防災というものについて、どうするかということですが、一つ具体的なものは、先ほども御指摘がございましたが、特に洪水の危険というようなことについては、今まで100年確率というようなところを、やはりもっと長期に1,000年確率というような形で、相当、これまで100年程度の確率で考えていた、例えば1時間当たりの雨量であるとか、48時間当たりの降雨量というものを、ほぼその倍程度のいわゆる雨が降るだろう、降ることがあるということを前提にして皆さんも考えてくださいということに、今、呼びかけが変わっております。

それが、先ほどもちょっと話に出ましたが、いわゆる洪水ハザードマップという形で、これは例えば、長良川本線の、ちょうど私の住んでいる大和の辺りから、ちょうど自然園の辺りまでの、いわゆる100年確率の洪水の浸水域というものでございまして、これを1,000年確率というふうにすると、これだけ危険のゾーンの幅が広がってくるということで、こういうことがあり得るべしという

ことを、まず市民の皆さんにしっかり認識をしていただくということではないかというふうに思います。

例えば、八幡の吉田川のやはり浸水につきましては——反対ですね——こういう30年とか50年とか、こういう確率で見ると、ほとんど八幡の、皆さんよく水が出たときに駅の周辺とか、そういったところは危ないという認識があると思いますけれども、こういう状態ですが、これをやはり1,000年確率というふうにしますと、これだけ危険度のやはり洪水浸水想定域が広がってくるということだと思います。

そういうことで、よく大きな災害が出たときに、長いこと生きてきたけど、こんな洪水は初めてだとかいうことをおっしゃることがありますけれども、そんなように、これまで長いこと生きてきたけど、今までなかったから大丈夫だという感じでなく、やはり取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

県、市では、こうした洪水の問題については、さきの大きな災害もございましたので、例えば河川の水位計というようなものを設置するとか、あるいはまた橋のところでのカメラの設置によって、現在の河川の状況がどうなっているかというようなことを市民の皆さんにも見ていただくと、こういうことも含めて対応を取ってまいりたいというふうに思います。

今後ともこの災害対策、ハードの面では国土強靱化計画というような形で、様々なハード面の強化もされておりますけれども、そうしたことを両々相まって進めていく必要があるというふうに思っておりますが、しかし、やはり最終的には市民の皆さんが自分の命は自分で守るという自助、あるいは隣近所で助け合うという共助、そして行政もしっかり対応するという公助という、この三拍子そろった形で防災対策というものを進めていくものではないかというふうに思っております。

そういう意味では、郡上市も、様々なリスク情報というものを適時的確に市民の皆さんにお伝えするということについて、さらに努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。今言われるところが、やはり国や県の方針とともに新しく取り組まれていることだというふうにして承りました。

しかし、郡上市として、やはり起きてからこうだというよりは、予防をしていく、あるいは事前をしっかり皆さんにお伝えして避難をしていただけるというためには、24時間体制での監視、あるいは予防対策の実施体制、こういうものの消防本部との連携とか、ある程度専門的知識を持って取り組んでいただける防災専門課、そういう設置です、そういうようなことも含めて、事が起きる前に相当な強化、対策をお願いしたいというふうに思います。

時間がちょっと半分まで来ましたので、この質問の2つ目に防災月間ということで取組をお伺いするわけですが、時間がありませんので、ぜひ新しい取組、今年こういうことでこういうことを入れたということを少し取り出してお話を頂けたらというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、端的にお答えさせていただきますけれども、議員御質問の防災月間に関わる取組としましては、市では、御存じのとおり毎年9月1日の防災の日に合わせて、開催場所を変えながら県や自主防災会など多くの関係機関の参加を得て現地訓練を実施しております。

特にここ最近のということで申しますと、3年ほど前から自主防災会による避難所運営を想定した訓練を主体とさせていただいております。共助の強化に取り組んでおります。

また、この期間中には、こちらは従前からですが、各自主防災会に対しても訓練の実施をお願いしまして、日常における備えに取り組んでいただいております。

まずは、特にこういったということよりは、こうした訓練を毎年確実に防災月間、あるいは平時から行うことが防災意識の定着に寄与するものと考えておりますので、今後とも継続して取り組んでまいりたいと、かように考えております。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。相当大規模な現地訓練をやっていただいております。関係機関、団体、市民の皆さんの参加ということですが、やはり先ほど申し上げたように、新しい局面、段階に入っているということから、新しい、そこに切り口といいますか、何かそういうものを盛り込んでいくと。去年やったものを今年もやるという、場所を変えてやるということと加えて、何かこういうものをプラスしながら新しい啓発というものを考えていくと、そんなようなことも期待しております。十分、御答弁の御用意を頂いた総務部長さんに大変申し訳ありませんでしたが、どうもありがとうございました。短い時間で大変申し訳ありませんでした。

続きまして、2問目に移らせていただきますけれども、空き家対策です。この中で、特にいわゆる特定空家についてお尋ねをいたします。

特定空家とは、空き家等対策特別措置法第2条第2項、ここに指定されておりますが、そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、こういうことであります。

現在、この特定空家というのは郡上にどれだけあって、そして、その中で急がなくてはいけない、

その次の段階として対応するもの、少し時間があってもいいもの、こんなような区分がされているのではないかと思いますけれども、こうした特定空家の実態について御説明を頂きたいと思います。担当部長、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それではお答えをいたしたいと思います。

まず、平成29年度から今年度、令和5年度の9月1日現在、ここで、この特定空家に認定しました件数が24件ございます。そのうち、取壊し等の対応がされた物件が12件。これは内訳できますと、11件は実施済みでありますし、1件は現在実施中という形の対応件数が12件。また、これに対しまして補助を利用して取壊しをしたもの、これが10件。御自分で、自費で取り壊されたのが2件というところになります。

なお参考までに、この空き家に関します対策の窓口所管、建設部となったのが令和3年でございますが、令和3年度からの空き家解体補助、あるいは危険空き家に関する問合せですが、これは同じく今年度の9月1日現在までで38件ございました。これらに対します状況によります対応の内訳でございますが、まずは指導・助言の通知をしたものが1件。このまま放置すると危険空き家となる可能性がある家屋について、適正な管理を行っていただくように通知したものが18件。現地確認をした上で危険性が割と低いというふうに判断をし、その旨の御回答をさせていただいたものが18件。相談はありましたが、結果として御自身で取壊しをされたものは1件というふうなのが、現在の特に特定空家に対する状況になりますのでよろしくお願いいたします。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。今、お聞きして、すごく取り組んでいただいているんだなとこういうことをちょっと今感じました。というのは、24件特定空家に認定して、12件は既に取壊しができたということですから、相当進んでいるなど、こういうふうに今受け止めたわけがあります。

ただ、郡上中で24件が本当にこれでいいかということはありません。地域から上がってくる物件もあるでしょうし、職員の皆さんが歩いて点検してみえるものもあるでしょう。自分の実感としては相当多くあって、そしてなかなか手がつけられていないというふうな実は実感を持っておりまして、24件の認定に12件の撤去済みと、これは非常に取組がされているということ、今、私としては受け止めました。ありがとうございます。

それで、地域を歩きながら、よく自分も目について、近いところでもいろんなところで目について心を痛めているわけでありまして、やはり地元の地区長さんや市民の皆さんから、どうにかならんやろうかという声を今も聞く物件が、自分のよく言われているだけで3つ、今、あるわけであり

ますけれども、もちろんその所有者がおられればその方、そして相続人等があれば、そういう皆さんが対応していただくということになることが本来ですから、市役所の様々な手続が難しいということもよく分かります。

そして一方では、しかしながらそういうことを言いながら、現場では激しく荒廃し、日に日にその荒廃の度合いが進んでいると。僕の事例で知っているところの周辺の方は、風が吹けば実は飛んできているんだと、こういうことでありますし、もし台風でも来たら相当なものが飛んでくると、こういう心配を周辺でされておるところもあります。

こうした適切な管理がされていない空き家等の所有者への指導・助言について、今、建設部長から言われたことなので、ちょっと重ねてにはなりますけれども、特別措置法では、市町村は、所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、これらのものに対し情報の提供・助言、必要な援助を行うというふうに規定されておりますし、こうしたものを把握したときには、固定資産の情報も使えるんですよと、そういう形の中で所有者等を特定しながら、その方との助言・指導の機会をつくっていくと、こういうことが具体的に書いてありました。

それから、所有者やその相続人など空き家を適正に管理する義務のある方がどうしても特定できない場合は、これは空家等対策の特別措置法に基づく行政代執行、この言葉もありまして、行政代執行を含めて、市が所有者に代わって危険性を除去することも検討すると。ここまで踏み込んで、具体的に対策手法が明記されております。

私自身の印象では、にもかかわらず進んでいないのではないかと思いましたが、今の報告では、相当取り組んでいただいているということが分かったわけではあります、地元の地区長さんです、一番大事なのは。そこの市民の代表の方と、そこの物件が今こういう心配があるけれども、ここまで対策をしていますと、こういうふうなやり取り、そして地区長さんからもこういう情報がありましたと、こういう相互の情報交換、そういうことの中で信頼が育まれて、そして、その除去に対しても手続を進めやすい環境ができるのではないかと。

ですから、50%進めてもらっているということは、こういうことをやってもらっているということではあると思いますけれども、建設部長に改めてこの仕事の難しさ、そして、何とかこの取組を統括されている、私、質問通告には副市長さんの名前を書いています、よく調べましたら、この取組を統括されているのは建設部長さんということですので、これの難しさと同時に、しかし、しっかり危険、この廃屋の対策というものを進めていきますと、そういうことの具体的な目標といえますか、明快で強力な姿勢を示していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今、お話ありましたように、議員のお感じになられていて、先ほどの説明で件数はある中でも、やはり地域の方が思われるほどの進捗がというような感覚もあるというようなことのお話もありましたが、なかなかこういった危険空き家の取壊しが進まないという要因につきまして、少しだけ御説明をしたいと思います。

我々が把握しておる中では、次のような理由があるわけですが、まずは、所有者の方が、当然、取壊しの意向はあるというようなことで、補助の説明等をさせていただいておりますが、やはりそれだけでは足りない、御自身の費用面についての念出に苦慮されてみえるというところもあります。

それと、問合せを頂いた方、これはいわゆる相続関係人であると思いますが、そういう方にも御説明をしておるわけですが、やはりその相続者の方々に、どなたが相続をされるかというところで協議中であるというような内容のことも伺っております。あとは、所有者の方、権利関係につきましては、職員による調査を行っておるわけですが、なかなか情報があるものに頼ただけではたどり着かないというような形で、どうしても関係者が途絶えてしまうというような作業の仕組みもあるかというふうに思っております。

こうした案件の内容につきましては、引き続き、今後につきましても、我々として対応させていただきたいところの中で、まずは一義的な責任というのは所有者の方にあるというところですので、継続しまして、その方々への適正な管理等につきまして促しをさせていただければというふうに思いますし、今後は、先ほど言いました所有者の方々がなかなか確認できないというようなことになると、職員だけの力ではなかなか、専門的な部分もありますので、そういった場合には司法書士の方とかいう方の専門的な方への委託をさせていただいて、その調査を検討していけばということと、併せまして、それでも困難な場合ということになりますと、やはり代執行ということも検討をせざるを得ないのかなというふうに考えております。

こういった状況の中で、先ほどの認定の件数も申しましたが、直近であっても、毎年、令和3年度以降もそれぞれ1件、4件、2件と、年々その実績はあるわけですが、これらにつきましては、やはり皆さんのお話を聞いた上で、特に住宅の密集地、そういったところだと道路に朽ちたものが落ちたりとかいう危険性も考えられますので、こういったことを踏まえて、早急に対応していくということを行っております。これはやはり建設部も含め、それぞれの所管の部署の方々、地域の振興事務所の方の職員にも協力を頂いて進めておるという状況が、この結果が出てきたのではないかというふうなことも思っております。

先ほど、議員のほうからも、国の特別措置法の一部改正の具体的な内容、お話をされたと思いますが、国のほうでも、やはり今までの所有者の義務に加えまして、国だとか地方自治体、これらのいわゆる協力する義務、努力義務です、こういったものも追加をされたということで、加えまして、特定空家になる前段、未然の状態での要は対策等につきましても、この改正によりまして示された

というところもありますので、こういったものにつきましては、その状況を我々も把握しながら対応していきたいと思います。

基本的に、やはりこの空き家の対策というものにつきましては、当然、御本人も苦慮されていると思いますけど、周りの方々もやはり危険を感じるということもあって、苦慮されているという状況があると思いますので、これまでと同様、所有者の方々への責任の問題とかいうところに対する周知もさせていただきながら、なおかつ、繰り返しになりますが、国のほうでもその対策を強化されたということもありますし、郡上市の中にありますこの空き家の協議会の中でも、特にこの空き家については特定空家の認定を強力に進めたほうがいいんじゃないかというような御意見も頂いておりますので、これを基に、我々としましても、できる方法の中で少しでもその対策が進めていけるように今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 詳細な御説明、あるいはこれからの取組の方針をお話し頂きましてありがとうございました。

実は、ここに持っているのは全国市議会旬報といいまして、市議会議長会の発行しているものですけど、この組織の中に、空き家・空き地問題特別委員会というのがあるんです。その中に書いてありますのは、やっぱり人が住んでいない住宅が、この20年間約1.9倍増加したと、それから、さらに令和12年度までには、これがさらに1.5倍になっていくという見通しがあります。空き家問題としては、老朽化による倒壊の危険性、景観の悪化、ごみの不法投棄、周辺環境への悪影響のほか、不法侵入や放火等、治安の悪化も懸念されるというふうな指摘がありまして、これからやはり増えていくと。ですから、今、建設部でも取り組んでもらっておるように、老朽化する前にうまくやっぱり活用、生かしていくというか、活用するということです。

そして一方では、それを町の活性化に資する形にする。もう一つ、今言われた、確実にそこはもう駄目だというのは、面として見ながら、そこに防火帯であるとか、やはり防災対策の用地として、都市計画的にこういう面で築いていくといいますか、つくっていくと、そういうこともあります。

全国市議会議長会の中でも、委員会で相当指摘がされておることもありますし、様々な研究が進んでおりますので、大いにこの問題につきましても関心を持って私たちもおりますし、市としても大いに取り組んでいただきたいと思います。

うれしい答弁を聞けたので、以上とさせていただきますけど、ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前 11時49分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 森 喜 人 議員

○議長（田代はつ江） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） それでは、議長から発言の許可を頂きましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回は、図書館、地域情報拠点としての図書館についてということで、これ私も実は、長いこと図書館について考えてまいりました。それから、現場の方で、本当に図書館を愛する方から、私のほうに要望があったということもありまして、この質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、2つ、（1）番と（2）番を続けて、一緒に質問させていただきますので、議長のほうによろしくお願ひしたいと思います。

郡上市合併から20年と、合併から大きくは変わってこなかった郡上市図書館、指定管理者制度導入など、これは関なんかもそうらしいですが、私も研修会に参加いたしまして、鹿児島県指宿市の例を聞いてきたりしました。それから、図書館をまちおこしの拠点とする岐阜市のメディアコスモスというようなところも、ここの館長さんともお会いして話をさせていただきました。様々検討されてきましたけれども、取り組んでいる例も紹介されていますけれども、郡上市にとって完璧なそういう形があるわけではありません。共通の課題があったり、地域の特性があったりであり、郡上市には郡上市にふさわしい図書館像があるんだろうと思います。その検討をしてはどうかという質問をさせていただきたいと思います。

まず、20年前に合併をしたんですが、本館が八幡ではなく白鳥になったこと、それから分館が八幡になったこと、分室が5分室になったということ、この経緯、それから20年間の郡上市図書館の取り組んできた内容について、まず教えていただきたいということ、これが1番です。

それから2つ目は、見える館長であるべきだということでもあります。社会教育課長が、今は郡上市総合文化センターと郡上市公民館長を兼任で総括図書館長になっています。岐阜県教育関係職員学事録には、現場の館長名が記載されています。つまり岐阜県の教育関係職員学事録、これには現場の館長名が載っていますが、職員人事異動、これは毎年出ますけども、ここにはこの現場の館長の名前は出ておりません。社会教育課長が総括図書館長として載っているわけでありましてけれども、

現場の館長をもっと表に出してやってほしいということとか、それから、スタッフの方々がそういった状況でなかなか力が出ないというような話があります。そういったことについて、どのようにされるのかということも教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、回答させていただきます。

現在の本館、分館の2館と5分室になりました経緯につきましては、合併に関する協議の中で、当時、白鳥町の図書館には、図書館に関わる条例及び施行規則が整備されており、図書館協議会も設置されておりました。それに対し、八幡町の図書館は関係条例、施行規則がなく、よりどころとなるものは、郡上八幡総合文化センター条例でありました。また、白鳥町の図書館は八幡町の図書館の延べ床面積は1.5倍、収容能力は2倍、当時の蔵書冊数は1.86倍、来館者数は1.86倍、年間貸出し数は2.73倍であったことから、両館の規模や利用者数、条例のあるなし等を比較検討した結果、本館は白鳥になり、分館が八幡となりました。

合併前のその他の町村につきましては、それぞれの町村の施設に図書館や図書室が併設されておりましたので、それを分室とし、現在の本館、分館の2館、5分室の体制となりました。

郡上市図書館の今までの取組といたしましては、赤ちゃんとその保護者が絵本を介して心触れ合うブックスタート事業や、郡上市ケーブルテレビで絵本を紹介する番組、「本とともにだち」の開始でありますとか、市内全小学校への学校貸出し、図書館おとなの学校の開始、夏休み図書館子ども教室等を実施してまいりました。

また、全国大会にて事例発表1回、東海北陸大会では2回事例発表を行いました。平成30年4月には、子どもの読書活動の実践により、文部科学大臣表彰も受賞しております。

郡上市図書館は、郡上市の広範な市域をカバーしながら、7地域に統一的なサービスを提供するため、システムの導入や読書の啓発活動を実施してまいりました。今後も、郡上市の特性を踏まえた読書活動の推進を行うとともに、生涯学習の拠点施設として市民サービスを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、総括図書館長と図書館長となっている事由につきましては、市として役割の分担をすることで、図書館の運営をより充実したものにするためと考えております。

それぞれの図書館に関わる主な職務といたしまして、総括図書館長は職員の採用等、人事、施設関係、予算管理等で、図書館長は直接の図書館運営として活動計画立案、実施、選書、園・小中学校・高校との連携、関・美濃図書館等他機関との連携等を行っております。

図書館長の具体的な活動としましては、年度当初、定期的な分館、分室訪問、原則月1回実施の連絡会において、分館、分室のスタッフとの意見交流を通して意思疎通を図っております。また、

園や小中学校、高校との連携を図り、読書の推進を図るために、園の代表者が集まる場や小中学校長会に参加したり、高校等を訪問したりして協力を要請しております。

図書館長は、市民の学習活動を支援する専門的な知識を持った人材として、図書館の顔として現場の先頭に立って、直接業務を担っていただいております。

なお、今後、例えばケーブルテレビに出て本の紹介等をしていただくなど、館長が表に出ていただく場面も工夫させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） よろしく申し上げます。現場のやっぱり館長さんにはもうちょっと顔を知っていただくということでありますし、スタッフの皆さんが何か力が出ないという話をちょっと聞きました。そうした意味で、どんどんケーブルテレビに出ていただいて頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、3つ目になりますが、スタッフ人材の確保と予算化ということでございます。全国図書館協会が、2023年6月6日、今年の6月6日に東京都内で記者会見を開きまして、処遇改善を求める要望書を各地の自治体に送付したと明らかにいたしました。

全国の公立図書館は、非正規職員が現在76%で、職員の賃金が13万円ぐらいということだそうです。それから、2008年には正規職員が40%だったということなんです、これが大体2倍に非正規の職員が増えたということでもあります。これは、先ほどお話がありました指定管理者制度であるとか、予算の削減によってこういった状況になっているということでもあります。

司書は国家資格でありますけれども、保育士さんも国家資格なんです、非常に給料が安いということは有名な話であります。今後、老若男女に対応するためにも、若い世代や男性の採用が絶対必要であるというふうに思います。郡上市へも要望書が届いているとお聞きしていますので、その対応はどうでしょうか。

また、給料の賃金を上げるということについて考えておられるかどうかということについてお伺いしたいというふうに思います。

郡上市の令和4年度の総額予算、図書館に係る総額予算は5,350万円でした。うち資料費が大体1,160万円台、また人件費が2,839万円というふうなことでございました。図書館の関係者にお聞きしますと、郡上市は非常に新聞雑誌等の資料については恵まれているということがありました。

それからもう一つ、大変市長が評価されておられるおとなの学校があります。これは平成24年から10年目になりますが、こうしたこともボランティアでやっていただいているので、郡上市の評価というのは非常に高い部分があるんだなというふうに思っておりますが、やっぱり賃金についてどうしていただけるのかということでもあります。

それからもう一つは、行政改革時、10年前ぐらいに行政改革というのがなされて、予算カットされたため、スタッフの県内10回全国大会とか、東海北陸大会、それから全国部門別研修会などの研修に参加できていない者が増えたということでもあります。コロナなんかも含めまして、現状の研修について教えていただき、また視野を広げるために、この研修に係る費用を増額してはいかかということでもあります。

そしてもう一つ、3つ目ではありますが、先般、私、議会のほうで提唱いたしましたゼロ予算になりますけれども、子ども司書の育成について、このことについて、令和5年度の取組についてお伺いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

会計年度任用職員の報酬等につきましては、正職員の給料表を基礎とし、条例規則により定めております。第1号会計年度任用職員については、正職員との均衡、その職務の特殊性を考慮して、職務の区分に応じ時間給となる報酬の時間額報酬を定めております。職種の区分につきましては、行政職や行政専門職、医療専門職などに区分し、さらにこの区分ごとに資格の専門性を考慮し細分化しております。

図書館で勤務頂いております会計年度任用職員につきましては、図書館長が図書館業務専門員として学習支援センター指導員や学芸員などと同じ区分とし、時間額報酬を1,270円としております。図書館司書の資格を持つ会計年度任用職員につきましては、保育士、幼稚園教諭、管理栄養士、歯科衛生士などと国家資格などを必要とする職種と同じ区分とし、時間額報酬は1,069円としております。

図書館業務員につきましては、公民館専任主事と同じ区分とし、時間額報酬を970円としております。

休暇につきましては、国が示す基準により定めております。

会計年度任用職員につきましては、他の複数の職種の均衡を図る必要があるため、図書館に勤務頂いている会計年度任用職員だけの待遇を変更することは難しいと考えております。

また、雇用につきましては性別を問わず募集をかけて、現在の図書館の職員数は16名で、20代が2名、30代が5名、50代が5名、60代が4名で、男性は館長1名であります。応募の状況や選考の結果により女性が多い状況になっております。

議員御指摘のおとなの学校につきましては、講師や交通費の支給なく、講師の御厚意による完全ボランティアとして実施しております。これは、おとなの学校が、地域の人が地域の人に地域のことを伝える生涯学習の場としてスタートしたものでございます。

続きまして、職員の研修についての現状でございますが、主に岐阜県図書館が実施する研修に参

加しており、参加はオンライン研修を含め、8月までに7回延べ13名が、そして9月以降、全職員参加研修を含め6名延べ31名が参加予定となっております。研修に参加し、研さんを積むことは大切だと考えており、市内各館と職員の勤務状況の調整を図りながら参加に努めております。また、研修参加後は市内の図書館職員の連絡会の折に研修報告会を実施し、学びを共有しております。

全国大会や東海北陸大会の参加につきましては、開催場所や開催期日、日程等を踏まえ、計画的に参加できるよう調整を行って、郡上市図書館の運営に生かしてまいりたいと考えております。なお、コロナ禍の影響で、近年はオンライン開催が多くなっていたという状況はございます。

また、議員より御指摘のありました子ども司書につきましては、高校生のインターンシップ、中学生の職場体験、夏福祉体験の際に児童生徒を受け入れ、司書の仕事を体験する機会を設けております。体験内容といたしましては、本の貸出しや返却を行いますカウンター業務や、子どもへの絵本の読み聞かせ、学校への移動図書、書架の整理、新しく入ってくる本の受入れ業務等を行っていただきました。また、子ども向けのお薦め本コーナーをつくり、子どもたちへ読書の働きかけも行っていただきました。令和4年度までは中高生が対象でしたが、令和5年度から小学生も対象に追加をさせていただいております。

令和5年度の実施状況といたしましては、高校生が4名、中学生が2名、小学生が2名、合計8名参加頂いております。なお、9月以降も高校生2名、中学生2名、合計4名の実施を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。最低賃金がちょっと上昇するという話がありますが、それに伴う給料のアップのみならず、それにプラスして賃金を上げるということは検討できないのかどうかということ。

それから、研修についても、オンラインでありますけれども、やっぱり研修の場所へ行って交流をするということも非常に重要なことだと思いますので、今年以降、そうしたオンラインではなくて、現場に行って研修してもらおうというような予算化というのは、どんなふうを考えていますか。お願いします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） すみません、賃金につきましては、私ども教育委員会だけでは決定できないというところがございますので、今後、市長部局等ともお話をさせていただきたいと思っております。

研修につきましては、今ほど申しましたように、今までは研修そのものが、本来は現地に赴いての研修であったものが、コロナ禍でということでオンライン開催という形になっておりました。で

すので、今後、対面での研修等が実施される場合は、答弁しましたとおり、検討等を進めて参りたいと、参加できるだけ参加ができるような検討を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 4つ目の質問に移ります。

教育長に御答弁をお願いしたいと思いますが、図書館は本来、情報社会、それから生涯学習、それから、まちづくり、地方自治といった様々な局面の広がりを見せる地域の情報拠点と考えるべきであるというふうに思います。その中で、図書館への期待は増大しているが、果たし得ているのかという質問であります。

1つ目は、情報社会ということで、レファレンス機能といいます。図書館で一番重要なことだと思いますが、レファレンスというのは、日本語にすると参考とか参照というようなことなんですが、利用者と本を結びつけることの喜びということは、これは、司書の皆さんにとってみると、このことが非常に喜びなんだそうです。そうしたレファレンス機能を果たし得ているのかというまず一つなんですが、例えば、大学の論文の取り寄せとか、それから相続等の生活情報などの情報であるとか、そういったものが取り寄せられている、そうした事例とか、受付件数が分かれば、ある程度いいですので、教えていただきたいと思います。

それから、本館と分館の連携の状況ということ、それから高度な本については、国立国会図書館等までお願いをしているような例があれば教えていただきたいと思いますが、よろしく願いします。

それから、学び直しとって、リスキリングという言葉が、先般、総理の言葉で出ましたけれども、学び直しということですが、生涯学習ということにつながるとは思います、どの程度利用されているのか、それからまた、利用されないとしたらその理由です。そうしたこともお伺いしたいと思います。

それから、まちづくり、地方自治という観点についてですが、佐賀県の伊万里市においては、公民館活動の中で図書館を利用しているというふうなことが、これは大分古い情報だと思います。既にどこの図書館もどこの公民館もそうしたことをやっておられるんだと思いますが、そうした意味で、郡上市においては、図書館と公民館の役割の区別と連携についてお伺いしたいというふうに思います。

先ほど、次長のほうからお話がありましたように、分館、本館の話のときに、白鳥が本館になったと、八幡が分館になりました。この経緯も、やはり図書館と公民館の関係といますか、どうしても八幡町は公民館を重視してきたという話がありましたけども、そういったこともうまく連携が

できているのかというようなことについて、お伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

利用者の問合せに応じて図書の紹介や検索をするレファレンスの件数についてでございますけども、これはカウンターで即時回答できるものが非常にたくさんありまして、全てを記録しているわけではございません。

その中で、特にレファレンスの調査に時間を要した事案については、実績として令和4年度は53件ございました。事例として一つ挙げますと、例えば、みなみ分室において、越美南線当時、列車が産業にどう関わっていたのか知りたいという問合せがあった際に、本館にも同様の依頼がありましたので連携いたしまして、越美南線に関わる資料を探し、来館した御本人に提供させていただきました。このように、分室と本館というのは常に連携し合って対応しておるということでございます。

それから、国立国会図書館からの資料の取り寄せについてですが、貸出し可能な資料は図書館が取り寄せて閲覧をしていただくことになっております。貸出し期間は、往復の郵送も含めて1か月間となり、資料を取り寄せた図書館内でのみ閲覧でき、自宅に持ち帰ることはできません。なお、貸出し先での資料の複写はできないことになっております。

デジタルコレクション資料の場合は、一般に公開されているものについては、図書館では直接その資料を見ていただくことはできないことになっているので、その閲覧方法をお伝えして、利用者御自身のパソコン等で見ていただくことを伝えております。資料が一般に公開はされていない資料の場合は、個人で国立国会図書館の利用登録をしていただいて、コピーを取り寄せるという方法がありますが、遠隔複写サービスについて説明をしております。個人での登録をしていない場合には、図書館が遠隔複写サービスを利用して、利用者に資料を取り寄せて提供しております。この取り寄せ件数は年に一、二件程度だそうです。

学び直しや新しいことを学び、新しい技術を身につけるリスキリングについてでございますが、利用者がどういった目的で関係する本を利用されているかは不明でございますので、その中で仕事のスキルアップや資格取得に関する書籍を所蔵し、利用者のニーズに応えることができるように努めております。

また、スキルアップや資格取得だけでなく、知りたいとか学びたいという思いに応えることができるように、語学や歴史、野菜作りから水彩画など、学びや趣味に関する書籍などもたくさん所蔵しております。貸出し状況としましては、学習に関わる書籍は30回以上貸し出されておりますし、比較的に利用されていると考えております。スキルアップや資格取得に関する書籍については10回未

満ということで、広く一般の利用者さんが利用する性質の内容ではないので、多くないのが現状であると思います。

しかしながら、資料収集に関しては、市民の学習、文化、教養、調査研究、趣味及び娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて専門的な図書まで幅広く収集できるようにしております。貸出しの状況を通して、利用目的の情報収集もしながら、今後の購入の材料にしていきたいと考えております。

最後に、議員さんが公民館との区別や連携についての御質問がございました。御存じの方もあるかもしれませんが、社会教育法、図書館法、博物館法というのは、社会教育三法と呼ばれて、実は公民館については、社会教育法の中に述べてございます。

その目的は、実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとありまして、その仕事の中、つまり事業が6事業示してありまして、その6事業の一つに、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ることということで、全く図書館と同じ仕事の内容が記してございます。つまり、公民館の中に図書館の仕事も含まれるということが、この法律からは分かるわけですが、では一方、図書館法について見てみますと、図書館法の目的には、社会教育法に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とするとあり、非常に公民館の目的と重なる部分が多いということが図書館法から分かります。

そういう意味で、区別というよりは非常に似ている部分もあるんだけど、その中で連携的なことについて考えることが大事であると考えます。

郡上市では、誰もが生涯を通じて共に学び合い活躍することで、人生を心豊かに生きられるよう、生涯学習の充実を図っております。公民館は、生涯学習の活動の場として仲間と集い、学び、地域の人たちや団体とを結ぶ活動をしております。図書館は、誰もが知識、感性を高めることができる身近な学習施設として位置づけております。公民館は生涯学習活動の実践の場、担い手を育成する場として、図書館は市民の学びの場と地域の情報拠点施設として、子どもから大人までが知識を深め、人材を育成する場として、今後もお互いが情報共有、連携して図書館活動であったり公民館活動を推進していきたいという考えでございますので、よろしく申し上げます。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

再質問させていただきますが、今、レファレンスとかリスキリングとか、公民館との関係で御答弁頂きましたが、十分に図書館が活用されていると教育長はお考えでしょうか。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 十分にという場合には、比べるものがあつたときに、例えば大都市であつたり、そういうようなことと比べたときというのではなくて、私は郡上市の役割として、郡上市の人たち、広域の人たちが図書館に行って専門的なものを読んだり、それから図書等に親しむということについては、十分という言葉は非常に私の私見が入りますが、私はかなり実践されておると思っております。もちろん、これから不十分なものについては、先ほど次長の答弁でありましたように、年々課題を明らかにして、それについて迫っていくべきであると思いますが、そういう考えでございます。

（12番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 十分に近いところだと言われましたが、私ははっきり言って十分ではないというふうに思います。

それで、市長に御質問させていただきたいというふうに思います。図書館を地域情報拠点と考えたときに、何ができるかと言いましたけど、何をすればいいのかというような意味で質問させていただきたいと思います。

実は、図書館を愛する方から、長野県塩尻市の図書館のサービス計画というものをコピーしていただきました。非常に長野県というのは教育県でありますけれども、その中で図書館だけではなくて、実は本屋さんが多いんです。本屋さんというか出版社が多くて、筑摩書房とか哲学書房ですか、そうした出版社が多いんだそうです。実をいうと、本屋さんが多いものですから、図書館は取り残されてきたというようなことであつたそうなんです。そこで、実はこの塩尻市図書館サービス10か年計画について、2006年の第4次塩尻市総合計画に併せて塩尻市図書館基本計画を策定し、2010年に塩尻市市民交流センターの中心施設に新図書館を開設されたと。一番人の集まる場所に移転し、さらに各種団体も集約していると。各種団体って、商工会とかいろんな団体ですが、そういったものも集約している。その後、塩尻市図書館サービス計画を2014年から10年間、今年2013年までの計画を策定したということであります。

旧白鳥町では、先ほど次長の話にもありましたように、平成3年10月に図書館サービス計画を作成されたそうです。サービス計画か基本計画かはちょっとはつきりしませんが、されて、これは三島重郎町長の頃だつたそうですが、それから平成6年に図書館を建設されました。

郡上市は合併20年目を迎えて、第3次総合計画策定に際し、未来の図書館を地域情報拠点として見据えた積極的なまちづくりの検討を進めてほしいというのが私の願いであります。郡上市で最も読書の重要性を分かっておられる一人ではありますが、市長ではありますが、現在はユーチューブやT i k T o kとかインスタグラム、SNS等といったツールもある中で、腰を据えてじっくり読

んで学ぶことは少なくなっているように思います。

読書は主体的人格形成に必要不可欠であり、そういった環境をつくることは市の務めだというふうに思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

私は、図書館というものは非常に重要な施設であるというふうに思っております。現在の郡上市の図書館の体制は、先ほど教育次長のほうから申し上げたとおりでありますけれども、先ほど御指摘の、現在、旧白鳥町のふれあい創造館にごさいます図書館が郡上市の本館になっているわけありますけれども、当時、ふれあい創造館を造られるときに、今御指摘の図書館の計画を平成3年につくられておまして、その計画を読みますと、本当に図書館の理念としても、あるいはこういうことをやるんだということについての考え方も立派なもんだというふうに思います。その基本的な精神は、私は今も郡上市図書館に引き継がれているというふうに思うところでございます。

総務大臣をやられて、鳥取県知事もやられた片山善博さんという方が、地方自治と図書館という本を書いておられます。7年ほど前に出た本でございしますが、森議員もひよっとしたらお読みになったのかもしれませんが、この中に、やはり日本はこれから知的立国で行くべきだと。そしてその知的立国の大きな柱は、一つは科学技術立国であり、また2つ目は文化芸術大国であるべきであると。それから3つ目は、やはり主権者としての市民や国民が清潔な政治を支えるという、そうした主権者であるべきだというようなことで、そういうことを支えるためにも図書館の果たす役割は非常に大きいということをおっしゃっておられました。

私はこの本を七、八年前、7年ほど前ですか、読んで、非常に彼の地方自治における図書館というものに対する重点の置き方と、また、鳥取県知事時代に様々な図書館行政の改革をされたと、そして総務大臣になられてから、平成22年だったかと思いますが、住民生活に光を注ぐ交付金という、交付金を彼の主張によって創設をされて、その中で一つの施策の柱が図書館の充実をしてくれた、こういうことでございました。

したがいまして、その交付金を私ども郡上市も頂きまして、通常の、その当時ですけども、その当時の図書館の図書購入費が1,200万円ぐらいのところを、その交付金を使って1,150万円ほど、ほぼ倍増するような図書の充実もさせていただいたわけでございます。

そういうことで、私自身は非常に図書館が大切な役割を果たしているということで、白鳥のふれあい創造館へ何か他の用務で行ったときも、できるだけ図書館で今何を、どんな本を購入して、そしてまたどんな企画展をやっているというようなことも気にしながら見てきたわけでありまして。

先ほどお話のあったおとなの学校であるとか、夏には戦争と平和に関する企画展をやられたり、あるいは特に特筆すべきは、昨年までの5年間かけて、郡上市の戦争体験者からの伝言と、こうい

う貴重な証言集を作られて、第5冊まで作られました、それを合本して各図書館にお配りになったと。こうした非常に郡上市の図書館としても熱心にやっていただいているというふうに思っております。

これからも、ぜひ郡上市民の知的自立のための拠点となるようにしっかりやってもらいたいというふうに思っていますが、若干感じているのは、先ほどもお話ありましたが、今、子どもさん向けにはケーブルテレビで「本とともにだち」というようなことで、こんな本が入りましたよと優しく紹介をしたりなんかして、多分、お母さん方や子どもさんに親しまれているんじゃないかと思いますが、そんな番組もあります、ぜひ、大人に対して、あるいは青年、子どもさんだけでなく、そういう一般の市民に対しても、今、図書館はこんな図書を購入しましたよと、あるいは、こういう本が入りましたのでどうぞというような、やっぱり大人向けにもお薦めのコーナーを設けてもらえれば、私もいいのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この図書館、私は大変大切なものであり、片山さんもそうっておられるんですが、言わば図書館行政というのは、それぞれの自治体の社会教育行政のど真ん中であるというふうに思っております。したがって、指定管理者が一概に制度が悪いとは言いませんが、指定管理者制度に移行するなどということはもったいなさ過ぎると、市の行政としてしっかりやっていくべきものだというふうに考えているところでございます。

今後とも、予算の制約とかいろいろありますけれども、先ほど御指摘の人的なスタッフの問題であるとか、様々なことがありますけれども、市民の皆さんにも頼りにされる、そして行ってみたいと思われる図書館になればいいと思っております。

ただ、図書館というのも、時代の変遷によって必ずしも紙の図書を読むばかりではない。電子書籍があったり、そういうことで、最近は県立図書館も電子書籍サービスをしておりまして、そういう登録も、前は県の図書館まで行って登録しなきゃいけないというのがオンラインで登録もできるし、そしてオンラインで読みたい電子書籍の配信を受けることもできるというようなことでございますので、図書といっても必ずしも紙の図書ばかりではありませんが、しっかりした1冊の図書という形で書き込まれたものを、断片的な情報をAI等で集めるとかそういうことだけでなく、やはり相当本を読むということは忍耐力も必要ですけども、そういう形でしっかり自分の知的な面を育てていくと、こういうことをやはり取り組む市民であってほしいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 先ほどの質問と少し重なりますが、第3次総合計画策定に際して、図書館というものをもう少しもっとも積極的に取り入れるべきだというふうに思いますが、今の総合計画というのは非常に図書館の部分は僅かしか書いていないです。子どもの図書を進めるとかそうい

うことが書いてありますが、非常に僅かしか書いてありません。そうした意味では、チームをつくってでも、そういう総合計画の中に、もしくは図書館の基本計画というようなものを策定するというようなことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 計画に触れている分量がどうかというよりも、中身が何かということだろうと思いますが、いずれにしる次の総合計画の検討などにも、さらに今ある図書館を時代の要請にあったような形で充実する方向の検討をしてもらいたい、したいというふうに思っております。

（12番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。塩尻のこのサービス計画を見ると、恐らくやっておられるというふうに言われるかもしれませんが、こういった形で作成すると、非常に学ぶことがたくさん、私でもあります。そうしたことを、ぜひこういったものを作成していただいて、取り組んでいただきたいなど、教育長にも再三お願いをしておきます。

それでは、私の一般質問を終わりたいと思います。丁重な御答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（田代はつ江） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

（午後 1時40分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（田代はつ江） 6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 6番、三島です。議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からの今回の一般質問は、子育て支援についてということで、大項目一つでその中で4つの質問を用意しておりますのでよろしく願いいたします。

なぜこの質問をするか、今回検討したんですが、今、国においてこども家庭庁を立ち上げられまして子どもに対して支援をするということを進められました。我が市においても子育て支援については早くから取り組んできていたのかなということは理解をしております。我が市においての子育

て支援の教科書というものが、この「わわわ」だと思います。いつもは冊子を見せるんですが、僕はあえて今日はこのタブレットを使って、このホームページの画面を紹介したいと思います。

この「わわわ」を見ますと、郡上っ子応援宣言「日本一住みたいまち、子育てしやすいまちをめざします」と書いてあります。今、世の中では女性活躍、男女共同参画、そのような取組が積極的に進められております。子どもを出産してすぐに女性も働くようになって、子育ての仕方も随分変わってきているんだなということを感じます。こども園などへの未満児での入園者の増加、また小学生の放課後児童クラブへの参加の増加、こういったことも影響してきているのではないのかなと思っておりますが、少し自分の話をさせていただきますが、私には子どもが4人おります。一番上は20歳、今日偶然と後ろに座っておるみたいですけど、大変緊張しておりますが、長女で20歳。4番目の子どもが今年10歳になります。ちょうど子育て、長女が20歳です。20年前の子育てを今思い浮かべますと、あんなふうだったんだな。そして一番下の子、10歳になる子の10年前の子育てを見ますと、大分また違ってきたなと。そして今この年になって、今の子育ての環境を見てみると、また違ってきているなど。この10年節目節目でも考えますと、本当に子育ての仕方が変わってきているなどということを感じます。先ほど言いましたように、こども園への未満児での入園というのは、本当に20年前なんてごく僅かだったような気がします。本当に今では普通に未満児の方が多いのではないのかなと思いますし、先ほどの放課後児童クラブの話もそうですよね。20年前にはほぼそんなクラブというものは存在しなかったような気がしますけど、今となってはたくさんの子どもたちが放課後に集まっているという姿を見ております。

そのように本市においてもいろんな施策を打っております。子どもの立場から、また子育てをしている親の立場から、いろんな思いがありますので、今日はここで一般質問を通じて質問をしながら、また本市においてもよいことになっていくように指摘もさせていただきながらの質問とさせていただきます。

本市の資料を年度当初に頂きます。こちらは郡上市の健康福祉令和5年度版、これも僕もいつも資料でもらうんですが、いつも見られるようにこのようにスキャナで撮ってタブレットの中に入れていつでも見返せるようにして用意しております。その中においては、安心して子育てができる環境づくり編として子育て支援について書かれております。1つとしては、郡上市子育て世代包括支援センターを開設。2つ目、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付。3つ目、がんばれ子育て応援事業。4つ目、独り親家族の自立支援。5つ目、郡上市ファミリーサポートセンターの充実。6つ目、放課後児童健全育成事業。7つ目、小・中学生、高校生の医療費助成。8つ目、発達が気になる幼児・児童の子育ての支援。このように子育て編として事業を並べられております。

1つ目の質問といたしまして、この郡上市子育て世代包括支援センターへの質問をさせていただきます。

この郡上市子育て世代包括支援センターというのは、令和2年の4月に開設をされて、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うという目的で開設をされておるようです。相談箇所も3か所、健康課、子育て支援センター、児童家庭課と3か所の相談を受けられるように内容に応じて対応しているようですが、ここで一つ質問させていただきますが、そのセンターへの相談件数や、また内容等を教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

郡上市子育て世代包括支援センターは、大和保健福祉センターやまつつじ、児童家庭課、子育て支援センターの3か所において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う場所として令和2年度に設置いたしました。

設置の目的としましては、妊娠、出産、子育てに関して、保護者が安心して健康な生活が送れるように、利用者の目線に立ち、ニーズに合わせた支援を提供すること、切れ目のない支援を提供することを重点に置き、保健師等の専門知識を持ったスタッフが一人一人に適切なアドバイスを行っています。

この子育て世代包括支援センターでの相談実績につきましては、令和2年度、妊婦100件、乳幼児の養育者440件、令和3年度、妊婦175件、乳幼児の養育者660件、令和4年度、妊婦93件、乳幼児の養育者755件となっております。

相談の対応方法としましては、訪問、電話、面談、医療・福祉との連携、健診での事後フォローなどです。

保健師等による面談や家庭訪問も実施いたしまして、妊産婦や保護者の悩みや不安等について丁寧に話を聞き、支援プランを策定しています。

支援プランにおいては、妊娠や出産、子育てに関する当面のスケジュールに合わせて必要なサービス等の利用スケジュール、各関係機関による支援内容やモニタリング、プランの見直し時期等を整備しています。

そのほかには、妊産婦、乳幼児、子育て中の保護者の状況を確認するために、関係機関と連携を図りながら、情報収集等のための会議を行っています。

連携するための会議としまして、令和4年度におきましては、庁舎内の連絡会議を6回開催しまして、対象者の確認、支援状況の共有、体制の確認等を行いました。

病院地域連絡会議として、12回開催し、対象妊産婦の確認、支援状況の共有、対応の助言等を行っています。

対象者の確認やケースの情報共有と支援の方向性の検討、役割分担等を行うケース会議につつま

しては、随時開催。

事例の振り返りを通して、メンタルを抱える対象者の疾患及び支援について、精神科の医師であるアドバイザーからの助言指導を得て、職種や所属に応じた支援の検討を実施する連携会議を1回開催いたしました。

子育て世代包括支援センターと同時に、要支援児童及び要保護児童等に対してより効果的な支援につなげるために、子ども家庭総合支援拠点において適切な支援を行っています。これまでは妊娠、出産、育児に関しては、子育て世代包括支援センターが担当し、児童虐待や困難を抱えた家庭に対しては、子ども家庭総合支援拠点で担当してきましたが、児童福祉法の改正に伴い、この2つを統合する形で令和6年7月からは、こども家庭センターを新規に開設する予定で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援を行う機関となります。

郡上市における令和4年度の児童虐待相談は16件で、前年度よりも3件増加しております。全国的に見ても児童虐待は年々増加傾向にあるため、相談対応窓口の一本化が必要とされました。

現在、こども家庭センターの設置につきまして、関係課及び保健師や児童家庭相談員等の専門職による協議を重ねながら準備を進めております。組織として一体的に運営することにより、母子保健、児童福祉両部門の連携・協働をさらに深めて、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目ない支援や対応など相談支援体制の強化を図りたいと考えております。

(6番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 相談件数を今報告いただきましたが、令和2年から順番に増えていっているということであれば、その立ち上げ時はやはりまだ周知が少なく知られていなかったんですが、年々知られることによって増えていく。やはり市民としては頼っているというところが正直なところだと思います。令和6年からはこども家庭センターということで今お話がありましたが、やはり市民が安心して相談できる場所、子育て支援の中心地というか、一番の中心な組織となって子育て支援についてしっかりと進めていただきたい。そのようなことを、今でもしっかりやられていることは十分分かりましたが、今まで以上に頑張ってくださいと思います。

この「わわわ」のホームページを見ておまして、本当に郡上市いろんなことをやっているんだなということも伝わってきます。ホームページのほうにも情報をたくさん掲載されていることも分かっております。どんどん情報発信をしていただきたいと思います。

一つだけちょっと苦言を言いますと、この「わわわ」の中に子育て応援情報として、「郡上市自慢の取り組み」というページがあったんですね。お、これはさすが郡上市や、自慢の取組いっぱいあるんだろうなとぱっと見たら、「郡上市で生まれた赤ちゃんへ木のおもちゃをプレゼントします」1件だったんです。1件じゃないと思うんです。郡上市の自慢の取組、本当にたくさんあるも

のですから、できればここにたくさん本当に掲載していただいて自慢をしていただきたい。それぐらい自信を持って取り組んでいただきたいと思います。ここではあえて何も質問も再質問もしませんが、今度、ホームページですのでリアルタイムに更新できますので、これが終わった後にたくさん情報が載っていることを期待したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。2つ目は、市内で待機児童はいるのか、保育士は足りているのかという質問であります。

先ほど最初に冒頭に話しましたが、本当に未満児でのこども園への入園というものが増えてまいりました。僕の記憶でいけば、園児の数に対しての保育士が決まっているんですね。ですので未満児はたくさん預かろうと思うと保育士がたくさん要するという計算になるんですね。そういったことで、昨年度の議会中に1回質問、僕も市民の方から相談があつて質問させていただきましたが、昨年度の時点では待機児童がいたと。未満児の待機児童がおつて、それはどうですかと言ったら、保育士不足で待機児童に正直なっていますという形でしたね。それは昨年度の話でした。何とか対応をお願いしたいということを質問を通じてさせていただきましたが、今、今年に入ってもう一回再度質問させていただきますが、今現在、市内において待機児童はいるのか。そして保育士の数はどうなのかということをお教えください。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） まず、待機児童とは、保育所への入所申請がなされており、入所条件を満たしているにもかかわらず保育所に入所できない児童のことをいいますが、現在、郡上市内においてはこのような待機児童はありません。

先ほど議員の御質問の中にもありましたが、保育士の法定人数について少しお示しさせていただきますと、ゼロ歳児3人に対して保育士1人、1・2歳児6人に対して保育士1人、3歳児20人に対して保育士1人、4・5歳児30人に対して保育士1人となっております。

保育士の数が足りているのかとの御質問でございますけれども、最近は出産後すぐに働かれる母親も多くあることから、議員の御質問にもあったとおり、未満児の数が増えておりまして、保育士不足につながっております。

公立園では、法定人数の保育士を確保するために、会計年度任用職員や登録保育士を雇用しておりますが、未満児のほかにも支援を必要とする子どもたちの増加や早朝保育、延長保育の対応、保育計画の立案、通信の作成、日々の記録、行事の準備など多くの業務があり、各園において保育士の負担は大きくなっているのが現状で、私立園でも同様であると思います。

保育士不足は全国の自治体が陥っている問題でありまして、厚生労働省では、保育人材の確保のためには労働環境などの改善が必要としています。保育士の労働環境の改善策として、保育補助者という保育士のサポート役を採用し、1人が担当していた業務を複数人で分担すること、ICTの

活用により書類作成等の事務作業を効率化することを挙げています。

また、就学資金の支援として、貸付けを受けた都道府県にある保育所等で5年間勤務すると返済が免除される支援も行っています。

保育補助者につきましては、保育士の資格を持たない人を雇用するという点から、保護者の不安解消や保育の質の低下につながらないような対応などが必要となると思われますので、慎重に検討したいと考えております。

決算特別委員会における行政評価に関する代表質問でも回答させていただきましたとおり、市としましても保育士の人材確保、就労条件改善のために具体的な方策に取り組む必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 市内において待機児童がゼロになったということは本当にうれしく思います。

親としての立場で話させていただきますと、今は本当に子育ての仕方が変わって、未満児ですぐこども園に預けて、保育所に預けて働きたい、その気持ちでおる親がたくさんおりますが、いわゆる保育士が足りずに保育所の都合で預けられなかった場合、それに応じて親も働けなくなるというのが現実なんですね。それを昨年話させていただきましたが、それがまた今年は預けられない、それが1年間続くんたということであると、本当に親としても大変なことになります。本当に今ゼロということで答弁を頂きましたのでまずは安心しておりますが、この問題というのは、今部長が答弁されたように保育士不足のことで、またいつ現れるかは分かりません。今少子化だと言われる時代で子供が少ないということの中であっても、このことに対してはいつこうなるか分かりませんので、やはり日々の対応としては保育士の確保だと思います。

なかなかこの保育士の確保というのは難しいというのは、今も答弁の中にありましたように、分かります。民間企業のほうもかなり焦ってやっております。公立の保育所に勤める、いわゆる公務員という立場で保育士になるのはメリットとデメリットがあると思うんですよね。それもいろんな考え方があるので何とも言えませんが、よく僕が耳にするのは、給与の差をよく言われます。人に言わせると、公務員というのは、最初は給料安いかもしれんけど、将来に応じてもちろん昇給もあって安定しているから安心だという方も見えれば、しかしながら私立だと今どんと給料を逆に上げて保育士を確保するというのもやっております。公務員のデメリットとして、条例で給料を決めている部分があったりして、給料を今すぐ上げるわけにもいかないということで、そういったところでの募集の差が出てくるところもあると思うんです。どうしても民間企業のそのフットワークの軽さで保育士をそちらのほうにどんどん取られて、蓋を開けたら公立保育所には保育士が足りなくなったというのは本当に気をつけなければならないと思います。この辺はどうしてもやっぱり

公務員という制度の中での話ですので、今何ともできないかもしれませんが、このことはでも真剣に考えていかないと、本当に働く人にとっては、もちろん働く環境も大事ですし、やはり給料の金額ということも大事なものですから、その辺を考慮して、また保育士確保にはしっかりと努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは3つ目の質問に入ります。3つ目ですが、今年度の学校給食のアレルギー対応は。

毎回、一回一般質問をすところや僕が2度も3度もしつこいようにやるので嫌われるかもしれませんが、あえてさせていただきました。

昨年、学校給食における食物アレルギーの対応について、これも子育て支援の一つだということでさせていただきました。昨年度、アレルギー給食の改定をして今年度から対応が変わりますという内容で質問をさせていただきました。対応というのは、昨年度まではアレルギーで食べられないものを学校は代替食で出していましたが、その代替食はもうやめますと。保護者、親御さんたちにお弁当として持ってきていただきますねという対応でした。今年度4月から始まって、やはりこの対応になって保護者の方からは、本当に大変になった。今まではやらなかったんですけど、朝お弁当として子どもに持たせなければならぬ。その一つ仕事が増えたわけでありませう。

先日、アレっ子の会という市内にある団体と教育委員会が意見交換したということも聞いております。また、僕が昨年、一般質問で提案いたしました低アレルギーメニューの導入、このことも多少取り入れていっていただいているという話は聞いておりますが、そのあたりも含めて、今年に入ってからこの学校給食のアレルギー対応に対する取組等を教えていただきたいと思ひます。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、まずは今年度の取組について、先にお答えさせていただきますと思ひます。

昨年度からの取組となりますが、昨年の12月議会の三島議員さんからの一般質問の際、令和5年度より給食の献立表に低アレルギーメニューの日が分かるように表示することを伝えさせていただきましたが、今年度早速、学校給食で飲用牛乳を除く特定原材料8品目、卵、乳、小麦、そば、ピーナツ、エビ、カニ、クルミを使用しない低アレルギーメニューを提供する日を低アレルギーの日として保護者へ配付する献立表に郡上良良ちゃんがアレルギーの頭文字である「ア」と書いてあるプラカードを持ったマークにて表記させていただきました。

また、この低アレルギーの日の回数ですが、昨年度は月3回程度でしたが、今年度に入り、学校給食センターにて提供する回数の差はあるものの、月5回から10回程度実施しているところがございます。

低アレルギーのメニューとして、カレーは給食の中でも子どもたちの人気メニューの一つであり、カレーのルーに乳や小麦を使用せず、サツマイモでとろみを出し、味は純カレー粉やソースなどで

調整しております。クリームシチューも豆乳と米粉でクリーミーさやまろやかさを出し、特定原材料を使用しない工夫をしております。

その結果、カレーメニューで例えますと特定原材料8品目にアレルギーを持つ児童生徒92人中、乳と小麦粉のアレルギーを持つ児童生徒41名がみんなと同じものを食べられるようになりました。

次に、アレルギー対応マニュアル改定に伴い保護者の負担という御質問でございますが、本年8月に保護者に対して、学校給食におけるアレルギー対応マニュアル改定に関わるアンケートを実施させていただきました。

アンケート結果では、「マニュアルが改定されたことを知っていますか」という問いで、「知っている」は約40%であり、半分以上の保護者が知らなかったことが判明いたしました。

また、「特定アレルゲンメニューの日があることを知っていますか」の問いに対しては、約67%が「知らなかった」と答えており、「今回のアンケートで知った」との回答でありました。

こうした回答結果が示すとおり、「マニュアルが改定したことにより御家庭での対応に変化がありましたか」との問いには、約95%の保護者が「変化はない」と答えられ、この結果から食物アレルギーを持たない子の保護者の関心の薄いことが分かりました。

しかし、食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者からの回答では、「給食日数を約20日間として、アレルギー対応マニュアルの改定により対応する日が増えましたか」という回答では、39人の保護者が「対応する日が増えた」と回答しており、その他の御意見でも「低アレルゲンの日をもっと増やしてほしい」、「みんなと同じものが食べられたりおかわりができたりすることは大変よいこと」という御意見があったことから、保護者の負担が増えたことや食物アレルギーに対する保護者の思いもよく分かりました。

今後は、食物アレルギーを幅広く知っていただき、みんなで取り組んでいくためにも、より一層の安心安全な給食の提供と低アレルゲンメニューや郡上の大地を味わう日などの幅広い周知啓発に努めるとともに、限られた給食費の中ではございますが、安価なアレルギーフリーの食材を選定したり、アレルゲンに代わる食材を使用してできるメニューを開発させていただき、低アレルゲンメニューの取組をさらに進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 昨年の12月に一般質問をさせていただきました。そのときの答弁と今の答弁を比べると、随分前を向いてくれたなというのを感じました。本当に一生懸命やっただけなのではないのかなということを今思いました。

アンケートもそうやって取られて、結果を取られました。本当にアレルギーのある子というのは、いわゆる一部の子なんです。改定のことに對してもやっぱりアレルギーを持っている子が一番興味

を持つわけであって、持っていない人には全く分からないことであるんですね。その中でその数字も出されましたけど、本当に困っている人はいるというのは現実であります。低アレルギーメニューもそうやって取り組んでいただけるということで、大変保護者の方もうれしいということですし、難しいところは、全部のアレルギーの対応に対応することというのは難しいですよね。言われたように、さっき92名のうち41名が食べられるようになった。まだ半数ですよね。まだ半数の方が重たいアレルギーを持っている方が多いものですから、そのあたりもやはり今後考えていかなければならないということもあるとは思いますが、まずは前にどんどん進んでいっていただきたいと思います。

子どもにとって、12月のときに話させてもらいましたので多くは語りませんが、低アレルギーメニューの取組は子どもにとってもいいことでもありますし、保護者にとっても子育て支援の一つとしていいことだと思っております。やはりお弁当を作る朝の仕事があるかないかでは、子育ての仕方も変わっていきます。そういった形で学校のほうも支援をしていただくことによって、この本市においての子育て支援になっていくんだと思っておりますので、また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問になります。今後の子育て支援ということで4つ目に持ってきております。

日本一住みたいまち、子育てしやすいまちを目指す郡上市、このように言っております。日本一になろうと思えますと相当なことでもあります。人口減少、少子高齢化、そういったことが加速する中、いろんなことを踏まえて考えていくと、日本一の子育てをしているということが世の中に広がれば本当に素晴らしいことだと思います。世の中、全国で子育てをしている人が、おお、郡上市日本一の支援をしているんだということになって、そうするとそれなら郡上市に住み着こうかな、そう思っただけることがいいですね。本当にこの日本一郡上市、これを判断する材料といたしましては、一つは、この本市に住んでみえる市民の満足度。この郡上市に住んでおって子育て支援で満足をしているか、していないのか、そこがまずは一つの判断材料ですよね。

そして2つ目として、今言ったように、これは郡上市すばらしいんだ、そうなったら郡上市に移住しようかな。その転入者が増える、数字が増えることによって、世の中に郡上市というのは日本一の子育て支援をしているんだ、そんなことを思ってもらえるのではないのかなと思っております。そのためにもまだまだ郡上市はやるべきことがたくさんあるのではないかなという形で思っております。そのあたりをこれからのことについて、市長にどのようにこれから取組を進めていくのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

日本一の子育て支援のまちというか、そういう旗を掲げて様々なことをやっておりますが、恐ら

くこの旗印を掲げているのは郡上市だけでなく、全国、極端なことを言えば全市町村がそういったやはり旗印を掲げて様々な努力をしているのではないかというふうに思います。全国の子どもの数とか、あるいは子どもさんの数が少子化ということによって減るということで、全国のやはり人口が長期展望的に見た場合に非常に厳しい状況にあるということだろうと思います。今、1億2,000万人余の人口を抱えている日本も、50年後にはいわゆる社会保障・人口問題研究所、社人研とっておりますが、こうしたものによる言わば冷徹な人口推計では9,300万人ぐらいになるということでありまして、これを何とか政府全体としては合計特殊出生率等を上げるということ、何とか1億人規模まで持っていきたいというビジョンを掲げているわけでありまして、それだけかもしれないとしても大変な人口減少であります。したがって、人口を我が市、町、村にという競争というのは、ゼロサムゲームではなくて、総体が減っていく中でのマイナスサムゲームという厳しいところがございます。そういう中で子育て施策、我が市、我が町はこれをやります、あれをやりますと様々な手段でもって様々な支援をしているということでありまして、これもつづめていきますと、幾つかのものはやはり財政的な負担というものがございまして、全てのことを例えば他の市町村はこれもやっているから、郡上市はそれもやっていないからそれもやろうかというような形でメニューをどんどん増やして、そしてまたその額を引き上げていくというような競争に参戦をするということはなかなか難しいというふうに思っています。それもまだまだ足りない面があるかもしれませんが、その点はよく検討してまいりたいと思いますけれども、そうしたもののほかに、郡上でなら子どもを育ててみたいと、あるいは非常に育てやすいというような環境をこれは各家庭、地域社会、そして企業、行政、こうしたものでやっぱりつくっていく必要があるのではないかというふうに思っております。二、三の例を挙げますと、やはり郡上市で例えば小学校、中学校、高校という形で学校で学ばせても、その先十分全国のいろんな人たちと対等に伍していけるんだと、そういう能力を安心してつけることができるんだというような教育環境の整備、教育の質の向上というものも大切だと思いますし、最近のいろんなICTであるとか、そういったことに対する人材育成、そうしたことも郡上において、いろんな今、ICTクラブとかいろいろやっていますけれども、そういう時代に対応した人材育成というようなものも安心して受けることができるんだというようなやはり環境をつくっていく必要があるというふうに思っています。

それから先日、大和でゼロ歳児を抱えたお母さん方とお話をする機会がありました。そこでそのお母さん方の中に沖縄県出身の方がいらっしゃいました。その方に、沖縄県というのは随分出生率が高いんですね。全国で都道府県単位では一番高いと思います。そういったところで、どうしてでしょうねという話を聞いたら、沖縄では子どもを産み育てるという作業が男女が対等で行うということが当たり前になっていると。だからものすごくそういう意味で、結婚して子どもを産み育てていくということが本当にあまり大きな抵抗なくというか、非常に当然自然のようにできていくん

だと。それから比べると郡上へ結婚して来てみると、まだ育児とかそういうものは女性の肩に重くのしかかっていると。そこで私、やっぱり育児もワンオペですかねと聞いたら、ほぼそれに近いというようなことを言っていました。要するに沖縄とは大分違うということですね。私なんかとても、先ほど三島議員も何年か前に子育てをやられましたが、私はもう60年ぐらい前からの子育てですから、ワンオペもいいところで何もませんでした。今になって「あなたは何もしてくれなかったわね」と言われるんですけども、それだけやはり子育て、例えば男親の関わり方というようなものも時代の変遷があると思います。今本当にそういう意味では、本当に夫婦が恐らく対等の立場でと言うと言い過ぎかもしれませんが、協働して子育てをしているということだと思いますし、ひいてはそういう子育てがしやすい企業の働き方改革、そうしたこともやはり非常に大切だと。行政とかそういうものは頑張るだけでなしに、やはりそういう家庭にあっては旦那さん、そして祖父母、そして地域というような子育て支援、そしてそういういろんな子育てをする場合に勤めのフレックスタイムであるとか、様々なやはり配慮という企業の経済界の配慮と、こうしたものもやはり子育て日本一につながる非常に大切な政策であるというふうに思っています。そういうことで、今やっていることを十分皆さんに情報発信して知ってもらおうということも非常に大切ですが、さらに足らざるところはやはり考えていかなければならないというふうに思っております。人口が減少していきますので、一定の減少はこれは不可避であると思っておりますけども、そういうやはりいい環境になればいいなというふうに思っているところでありますし、そのように努力しなきゃいかんというふうに思っています。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 本当に僕思うには、こうやって議会を通じていろんな市のことを見ておると、たくさんやっています。本当に子育て支援って郡上市って率先してやっているんだなと思っております。先ほどから僕言いますように、ちょっと情報発信が下手なのかと思うだけで、今年の夏に友達とちょっと旅行へ行ったときに、ある大都市へ行ったときに、大きな駅に行ったときに、駅の看板に今度何月から中学3年生まで医療費無料にしますって看板が出ているんです。僕は逆に、え、今さらかと思ったんです。僕、郡上市が取り組んでおった中から議員になったものですから知らなかったんですけど、まだ全国の市町村の中にはそういうことを取り組んでいないところもある。今さらになってその大きな駅で、いかにもみたいな形で自慢をしたようにして宣伝されていたものですから、友達に言ったんです。郡上市なんてこんなもん、とうの昔からやっているよという話をさせてもらったんです。細かいことを言えばそういう一つ一つのことだと思うんです。だから郡上市としてももっと自分のやっていることに自信を持って自慢をしていいと思うんです。それが広がって広がって、さすが郡上市、子育て支援、子育て日本一やなって言ってもらえると思うものです。

から、本当に今の市長の答弁を聞いておっても、市長の考え方も大変先を読んどって、すごい今の男女のこと、子育てのことでもそうですけど、思っておるんで、そういったこともやっていくと前提にどんどん自慢していいと思うんです。それぐらいのつもりで大風呂敷を敷いてやれば、みんなも知っていただいて、知らなかったではなくて、さっきの給食の話でもそうですよね。アンケートを取って「知らなかった」じゃないんです。やっぱりそういった形で皆さんに知ってもらうことが大事だと思いますので、もっとやっていることには自信を持ってもらって全然いいと思っておりますので、どうかこれからも引き続き子育て支援をしっかりとやっていただきながら進めていっていただきたいと思います。

私からの一般質問は、今日はこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

（午後 2時29分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 兼 山 悌 孝 議 員

○議長（田代はつ江） 14番 兼山悌孝議員の質問を許可いたします。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 皆様、こんにちは。発言の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

その前に少し時間を頂戴いたしまして、春に行いました一般質問での峠のごみの問題、これの近況を御報告させていただきたいと思います。

あれ以来、郡上警察署の方々や、あるいは市民の皆様方の御厚意によりまして、本当に買物袋に入れてほかってあるごみというのがめっきりなくなりました。本当にありがたいなと思っておったんです。なくなりましたって言おうと思ったら、3日ぐらい前に堀越峠に車が止められないような場所にほかってあって、今朝も見たんですが、そのごみが踏まれて散らばっておったということで大変残念な思いでありますけれども、それにしても本当に目に見えて少なくなりましたことは、これは皆様方の市民の意識が高まったのであろうかと思ってお安心しております。今後ともまた市民と皆様と一緒に、ごみを少しでも減らせるようにやっていけたらいいなと思っております。ありがとうございました。

それでは、今日の私の質問は人口の減と、それから増についてであります。

まず、この問題を取り上げてみましたのは、和良町の出生者が本当に近年、自分の予想に反して少なくなってきました。減っていくというのは分かっておったんですけども、ここまで減るんかいというほど減りました。そこで、改めまして人口の問題につきまして、答えの出るものではないと思いますし、また施策効果も出にくい問題だとは思っておるんですけども、ただ将来どうなるんやろうなという不安な思いからこの問題を取り上げることにしましたので、よろしく願いいたします。

先ほど市長さんが、自分の子育ての時代に戻られましてお話があったということで、私も自分の高校時代に帰りまして、そこから話を始めたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、私が高校のときにそのときの文化祭に、地域の過疎に対して和良の地域の有力者の方にこの問題どう思うやということでインタビューをして、それから文化祭に発表した覚えがあるんですけども、その当時はちょうど、知っておられる方も少なくなったと思うんですけども、「金の卵」という言葉がありまして、私たちはその金の卵が終わった頃の世代だと思っております。そんな中で高度経済成長の中で金の卵というのは、中学生、高校生が卒業して、そして都会へ就職に行く、集団就職などを経まして、その労働者たちを金の卵と呼ばれたことであります。あの当時は学校を卒業すると同時に就職のほうが多かったと思うんですけども、どんどん田舎から都会へ人口が移っていった時代でもあります。その中で過疎という言葉がささやかれ始めておったんだと思います。過疎債というのはちょうどその当時に多分できたんじゃないかなと思っております。その当時の過疎というのが、今ほど大きな問題としては取り上げられていなかったと思います。実際そのインタビューをしていきましたが、地域の皆様方もこんなふうに人口が減るということは予想されておらなんだと思います。私が40代ぐらいのときに和良の地でパネルディスカッションをやったときに、私が地域に夢を持てるような村づくりをしてほしいというような話を申しましたら、当時60、70、ちょっと前ぐらいだったかな、若い者は何をぜいたくなことを言っておるのや。こんな住みやすいところにおいてこれ以上のぜいたくないやろうって怒られたんですね。冷静にちょっとかちんときましたけども、じゃあ今、私が和良の若い人たちにそうやって言えるかですね。若い者は何をぜいたくなことを言っておる、こんなようないいところに住んでおってって私は今は言えないですね。その責任の端緒は私にもあることは重々承知しておるんですけども、そんな中で高校のときのそのインタビューでレポートしてもらったときに言われた中に、農業の集約化、そして企業立地、誘致、これによってその人口流出を止めたい。それが今ここでまた人口問題を取り上げるときに、いまだにその農地の集約化、あるいは企業誘致というのが一つのアイテムになって出てくるんですね。あの当時金の卵と言われた人たちは、最初の金の卵の人たちだと思うんですけども、2007年度に定年を迎えられたんですね。それからまた数年たっておりますが、いまだにその問題というのは深刻化するけれども解決には向かっていない。そんな中で今のこの状態、大きく、生活水準とか、

あるいは科学の発達とか医療とか、ものすごく大きく変わってはきておるんですけども、しかし過疎の問題というのはもっともっと深刻化してきました。今や就職や進学にこの市外へ出ていかれる数もほとんど減ってきて、どんどん尻すぼみになるばかりですね。そんな中で私ごとですけども、これまでこの地の中で暮らしてきましたけれども、いまだに自分の中に二つの思いがあって、よく葛藤したり悔やんだりしておることがあるんです。それは何かというと子供の頃に私の父親から「おまえは地元の高校を存続させるために地元の高校へ行け」と、そう言われて反発をしたんですけども、結局金を出してもらうのは親ですので負けて地元の高校へ行きましたし、そしてまた高校を卒業して好きな機械を学びたくて、機械の専門学校へ行くばかりになって1週間前、もう自分で荷造りをしておったんですね。そしたら父親が夜になって、「おまえ、ちょっと来い。各務原のこういうところにおまえ住み込みで働くように俺は話をしてきた。だからそこへ行け」と、これが学校へ行く1週間前です。かなり反発をしたんですけども、やはり親の強引な説得に負けてしましまして、親の言うとおりに進路を変えたんですけども、それがいまだにあのときに、そのときそのときの分岐点があったんですけども、それがいまだにこの年になってもまだ消えない。あの当時親は行政に関わる仕事もしておりましたので、父親なりの過疎対策だったのかなという思いはあるんですけども、私にとっては、あのときにじゃあ自分が自分の好きな道を選んでおたら今度は私はここにおらずに過疎の原因をつくった一人になっておったんじゃないかと。そういうじくじというわけではないですけども、かなりあのときの分岐点がなと思うことはあります。

そういう背景、いろんな複雑な思いの中で、今回そういう質問を選んだわけですけども、このたび郡上市全部が過疎指定をされたということで出生数も格段に減ってまいりますし、また、その減少に歯止めがかけられるのか。あるいは、これは自然的な人口減がかなり顕著になってきたと思うんですね。もう一つは社会的な人口増を実現できるかについて、自分の立場を棚に上げて、あえてお聞きしたいと思っております。

まず1番目、2019年の人口動態調査では1,747の自治体中に238の人口増加した自治体があるんですね。この違いは何だろうか。ちなみに資料として県内の人口の増加率の表を出させていただきました。この人口の増加率の中で1番目、ここは自然増があるんですね。自然増が115に対して社会増が78ということで、増減率でいきますと0.35。ここは本当に立派だと思うんですね。先ほどの市長さんがやりましたマイナスサムゲーム、これは社会増というのは、どうしてもどこかのところを引っ張ってきてどこかをマイナスにしながら自分のところはプラスにする。自然増というのは、自分のところで減る分を自分のところで補ってプラスにする、こういうことだと思いますね。これに関してはマイナスのサムゲームじゃないというふうに思うんですね。そういうところというのはそこそこあるんですね。私も調べました。先ほど市長さんが言われました、沖縄県は確かに出生率は高いですね。多良間村ですか、3.14という合計特殊出生率があるんですね。もう一つ私が調べまし

たのは、岡山県の奈義町、ここは2014年に、数字が統計によってちょっと誤差があるんですけども2.81。ここは日本子育て支援大賞を受賞されておるという中で、これはいろいろな政策を打っておられますけれども、これが生きておるんじゃないかと思っております。こういうことに関しまして郡上市はどうなんだろうなということで、まず1番目の質問。

それから2つ目、少子高齢化のトレンドはどこで止めることが可能と考えるか。これにしましては、島根県の隠岐の島の海士町というところがあるんですけども、ここは老人クラブが、あまりにも子どもがいなくなったということで、子どもたちを育てるために老人クラブの補助金を返納して、そしてその地域全体で子どもを増やそうじゃないかというマインドに向かったということですね。こういうトレンドといいますか、人口少子高齢化、自然減と自然増、このところのクロスする部分というのはどこでどうなるんだろうかということ。これは答えが出ることはないと思いますが。

それから3番目、これは人口目標をどれだけポジティブにできるかということなんですけれども、また昔の話になるんですけども、ちょうど合併前に建設計画、総合計画を立てておるときに、人口目標をどれだけにするかということ話し合ったことがあるんです。そのときちょうど5万人ちょっと切れておったんですね。これを5万人まで増やしたいという素案があったんですけども、現実はそのことできんやろうという中でかなり減らしたんですね。4万5,000ぐらいまでは減らしたかな。そういうのっていうのは、例えば将来目標の人口の動きというのは、あまりネガティブに考えるとどんどん縮かんでしまうという中では、ポジティブに見ていったほうがいいじゃないかということなんです。兵庫県の加美町、ここに県立の村岡高校というのがあるんですけども、ここは結構地域のまちづくりとか、いろんなことに授業としてやっておられるんですが、ここでそれこそ子育て、若い人、子どもたちを中心にした総合計画を立てるということをやったことがあるらしいですね。世代によって自分たちの将来の地域、国、そういうものを若い目で見ていくというのは大変大切なことじゃないかと思っております。その中で答えが出ん話だと思っておりますけども、3点一遍に質問しましたが、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、私からは1点目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

御質問にございました、今から4年前、2019年時点ではございますが、総務省の住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数調査というものがございまして、この調査によりますと、同年1月1日現在の日本人の人口でございまして、1億2,477万6,364人で10年連続して減少しておるといような状況でございまして。特に深刻なのは、死亡数が出生数を上回る自然減でございまして、1年間に

44万2,564人減っているというような状況でございました。この時点では平成20年から12年連続しての自然減ということでございまして、1979年、昭和54年度の調査開始以来、最大の減少数であったということでございます。以降もこうした状況は続いておりまして、特に自然減については、毎年その数が拡大している、そんな状況でございます。

この調査におきまして人口の増加率が全国で一番高かったのは、島根県の隠岐諸島にあります知夫村というところでございます。増加率は3.93%でございまして、同村の人口は635人ということでございますので、調査の前年度、2018年の611人から24人増えたということでございます。当然のことですけれども、母数となる人口が少ない自治体ですが、自治体では僅かな人口の移動というものが、例えば増加率という率に置き換えますと大きな影響を与えるということが言えようかと思えます。よくランキングなどでこの率というものを使って順位づけをしていくということが行われるわけでございますけれども、数値や順位だけでなく、その中身と申しますか、どんなことに取り組んでどんな成果を上げているかというところを見ていく必要があるんだろうなというふうに思っております。その取組が小規模な自治体だからこそできることなのかとか、また人口規模の異なる自治体でも参考になるかなど、様々なことを見ていく必要があるというふうに思っております。また、私たちが人口の動向を表すときには、率や人数、そういったものを適切に使い分けて知らせたい情報を正確に伝えていくと、そんな必要があるというふうに考えているところでございます。

さて、この島根県の知夫村でございまして、冒頭の調査時点の高齢化率が約45%、本市より高い状況でございまして、にもかかわらず人口の増加につながっているということでございまして、村が各種の施策に取り組んだ結果だというふうなことがうかがえるというふうに思います。

その取組を幾つか御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、同村では平成29年度から知夫里島島留学というものを実施されております。全国から小学校6年生から中学3年生までの児童生徒を1年間受入れをしまして、寮で生活をし、また地域の人と関わりながら小中一貫校であります村立の知夫小中学校に通っておられるというような取組でございまして、そして、この児童生徒でございまして、島留学中にやりたいことを知夫里島島留学100の約策としまして、それをかなえるために大人が応援をすると、こんな取組も行われているということでございます。

なお、受入れ人数につきましては、令和6年度の募集要項を見ますと、継続者も含めて最大で7名というふうになっておりましたし、このほかにも1泊2日や2泊3日の短期の体験といったものも行われているようでございます。

さらには、島の産業でございまして畜産、水産業などの担い手となる人に生活支援金といたしまして、Iターンは月額12万円、Uターンでは月額11万円を最長2年間支給されているほか、住宅取得の支援といたしまして100万円、また引っ越しも20万円を上限として支給をされているような状況

でございました。

このほかにも出産祝金、また結婚の祝金といった制度もあるようでございます。

移住の獲得に向けましては、移住体験ツアーといたしまして、主産業である漁の体験や観光対応を行うまちづくり会社、島の観光拠点であるホテルへの訪問、また先輩移住者との意見交換会、こういったことを実施されているということでございます。

このように知夫村の事例を紹介させていただきましたけれども、自治体の特性を生かした幾つかの複数の人口減少対策の取組、こういったものを掛け合わせまして、継続的に施策を展開していくといったことが人口の増加につながっていくのではないかとというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 人口問題についての御質問でございますが、兼山議員の御質問にお答えする前に、ちょっと数字、グラフを見ておきたいと思えます。私のほうも資料をちょっと用意しておりますので御覧を頂きたいと思えますが、まず最初に確認しておきたいのは、やはり郡上市の国勢調査における人口は、戦前、大正9年の国勢調査が始まって以来、ずっと5万人を超えておりました。そしていわゆる戦争を挟んで、外地に行かれた方とか、あるいは国土の都市が特に戦災に遭って非常に生活しにくくなってきたというようなことで、郡上をふるさととする人、あるいはそうでない方も含めて、郡上市に戻ってこられたというか、そういうような形で戦後の少しの間は6万人を超えておったということでございます。しかしながらいわゆる高度経済成長が始まった昭和35年頃からは、いわゆる都市化という形で都市部へ大変な人口移動というものがあり、これ以来はずっと、その増減率については若干の変化はありますけれども、減少をたどってきて、一番右側の令和2年の国勢調査で3万8,997人ということになりました。

次のグラフを見ていただきますと、こういう人口の減少というのは、単に数の問題だけでなく、男女の構造、あるいは人口の構造ということが、非常にその後のまた人口の動向に大きな影響を与えます。左側の昭和55年、1980年でしょうか、このときの5万人を少し超えていた頃の各年齢別の男女の存在がこのような形でよく言われる人口ピラミッドということでありまして、このような形をしておりました。それが、40年たった一番最近の令和2年の国勢調査では、御覧いただくような右のような形で、非常にかつての団塊の世代がこの昭和55年頃は30歳代ぐらいのところ、いわゆる70歳代に差しかかってきて大きな年齢の塊ができてきているということでありまして、日本にとってやはり大きな問題は、第2次ベビーブームはさほど大きくならなかったという点とその後の人口の情勢にも響いておまして、一番子どもを産み育てる世代というものが、20歳から上の40歳ぐらいまでのところの幅が極端に40年間で狭くなっているということがお分かりいただけると思

ます。

そして次の資料を見ていただきたいんですけども、今度はいわゆる先ほどお触れになった自然増減ということで、出生数と死亡数の差でございます。かつてはその線が交差しているあたりのところがございまして、1995年、94年ぐらいのところではいわゆる出生数と死亡数がほぼ同等であったものが、現在は御覧いただきますように、死亡する方の数、すなわち減少する方の数がうなぎ登りといえますか、上がって出生数が減っていると。言わばよく財政問題でワニの口ということを行いますけれども、ほとんどワニの口のように先開いてしまっているということでございます。

そして次の図を見ていただきたいと思いますが、今度社会増減でありますけれども、社会増減についても御覧を頂けるように、ずっとおおむね転出が転入を上回っております。若干のところ、少し接近しているところがございまして、こうした形になっており、この赤線と青線の間の差が社会減という形になっているということでございます。

次の図を見ていただきたいと思いますが、その結果、いわゆる、ちょっと表として見にくいかもしれませんが、ゼロのところから下に推移している一番外側の線が、その社会増減と自然増減を合わせたものの人口の減少数でございます。こうしたことで非常に現在のところは自然減も非常に大きいといえますか、むしろ量的には非常に自然減が大きくなっているということでありまして、これをやはり均衡するようにしようと思えば、たくさんの出生数がなければいけないということですが、基本的には非常に困難なことであるというふうに思います。社会増減は、年によって多少、例えば昨年あたりは非常に社会減の数が少なくなっておりますけれども、これも基本的にはなかなか難しいことということで、私どもとしてはやはり、御質問の果たしてこの人口の減が止まるのかというようなことについては、なかなかこれが止まるということは難しいというふうに考えております。今試算をいたしましても相当、2065年というこれから50年後の数字でも2万6,000人程度ということで、これは社会保障・人口問題研究所の冷徹に計算した人口推計の1万9,777人という数字に対して、政策努力その他で2万6,000人まで何とか持っていきたいというビジョンであるということだと思います。しからば郡上市の人口はゼロになるのかということですが、人口推計をしてみますと、100年後の2115年でも、社人研等の調査で推計しても、郡上市の人口が1万9,000人ぐらい100年後にはなるだろうというふうに思っています。これ以上人口がゼロになる年はいつかというような話は考えても、考えるだけの話で、その間どんな社会的な変化が起こるかは分かりませんので、考えても仕方ないことというふうに思いますが、できるだけ郡上市の人口の減少を抑えていくということが非常に大切であるというふうに思っております。止めようと思えば、合計特殊出生率を現在の数字から倍近くに上げなければいけないとか、毎年の社会増としての超過数を相当数上げるというような形で、一定のこの時点でプラス・マイナス・ゼロになるというような推計はできますけれども、非現実的であろうかというふうに思っております。やはり仕方ないというより

も、不可避であるという点だけは認識をしてこれからの地域社会づくりにやはり市民も行政も臨んでいく必要があるというふうに考えています。

(14番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。先ほど言われたように、単年度とかである程度人口を増やすということ、社会増に自然増を期待してというのは、我々の頃に住宅を建てたんですね。人口の小さいところというのは、それによって率は上がるんですね。率は上がるんです。ただ、じゃあその率をずっと維持できるかといったら、そんなことになったらやはりそれは毎年とはいかんけども、ある程度のスパンで住宅を造り続けて、そしてそれをずっと入居者があっての話だと思うんですね。そういう中ではやっぱり人口を維持する、あるいは減少を食い止めるという施策というのはなかなか長期的に向かうというのは難しいと思うんですね。ただ、今日本の中で157自治体ぐらいたったかな、3年間は増を維持しておられるという、それ以上のデータは僕も持っていないんですけども、なかったと思うんですね。人口そのものというのは、どれだけ知恵を絞ってもやっぱり流れというのがありますし、不可避なことは分かかっておって、あえて無茶な質問をしたんですけども、どちらにしてもやっぱり暗いほうへ暗いほうへ、先ほどの社人研より施策の部分だけは残らんやという話ありましたように、やっぱりそれだけのものはいつまでも捨てちゃいかんとそう思っではおるんです。ただ、自分の地域を見ますと、じゃあ実態どうなるのかなという、先ほどのワニの口ですね。あれもどんどん死亡者数が上へ上ってはくるんですけども、そのうち下がってくるんですよ。亡くなる人さえおらんようになると。そうすると産む人もおらんようになる、亡くなる人もおらんようになったらどうなるのかっていったらそれはゼロになるかという話になるので、これはやっぱりそうならんようにやっていくのが政治、行政かなと思っていますけれども、なかなかいい知恵がないですけども、あえてそれを質問してみました。ありがとうございます。

それでは続きまして、今度は人口増に対する対策についてということで、これは現実的な数値などでお伺いをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず1番目、移住定住対策は成果を上げているかということで、これは実際に例えば人数、あるいは年数あたりを頂きまして答弁を頂きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それではお答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍前後の移住の状況でございます。

郡上市においては、平成20年度以降、相談窓口の設置でございますとか情報発信、各種支援事業を整えてきているところでございます。

開始当初の年度ごとの移住実績でございますが、15世帯前後で推移をしておりましたが、平成27

年度には56世帯73人となり、平成30年度には100世帯159人まで増加をしているというところでございます。その後も80から100世帯、120人から150人程度の移住実績を維持しているという状況でございます。

本市においては、コロナ禍の影響により移住者数が大幅に増えたという印象は実績値からは感じられない状況でございますが、令和2年度には移住相談窓口への電話やメールの問合せが急増しまして、住まいや地方移住についての相談が多かったという報告を受けております。

また、昨年度、郡上市移住支援補助金を創設しておりますが、その申請書の確認事項の一つに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択したかの確認がございます。令和5年の8月末までに30人の交付決定を行ってまいりましたが、そのうち19人、約6割の方は、新型コロナウイルス感染症が移住の意思決定に影響したというふうに回答をされております。このことから郡上市内においても新型コロナウイルス感染症をきっかけとした移住実績はある程度あったというようなことを考えております。

郡上市の移住者の傾向と今後の展望の点でございますが、郡上市の移住実績の傾向としまして、まず年代については、世帯主が20代から40代の世帯が約8割を占めている状況でございます。これは、持続可能な地域づくりと担い手の確保の観点から望ましいというような傾向と捉えております。

定着状況につきましては、移住者のうち補助金要綱の要件により、転入後3年から5年間、引き続き居住されているかを確認させていただく方もございます。大半は定住をされておりますが、ごく一部には仕事や家庭、御自身の都合等で転出されるケースはございます。この方に対しましては、移住後のサポートとしまして、移住者同士のつながりを促す交流会の開催でございますとか、移住前後の職や暮らしを応援する市内企業や団体、個人が集まった移住サポートネットワークを形成するなどの支援によりまして、定住率を高めていきたいというふうに考えております。

近年、テレワークに適応した仕事が増えたことによりまして、都市部でも職を変えることなく地方移住が可能になったことや、完全な移住ではなく、2地域居住を選択する方など地方滞在のスタイルが多様化してございます。郡上市内への移住は、県内と愛知県から来られる方が約6割を占めているため、情報発信先の参考としつつ、今後も、郡上の人や環境、様々な地域資源等に魅力を感じ、地域の活動や発展に寄与してくれる人材の獲得を目指しまして、社会生活等の変化に適応した情報発信でございますとか、支援制度の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） ありがとうございます。移住定住によって、先ほどの話に戻りますけれど

も、やっぱり人口の最後の最後の一番の止めになるのは何かというと、出生数、ここが底支えになるんじゃないかと思っております。そういう中ではやっぱり移住者というのは増えてもらいたいという願いでありますので、またどんどん次の対策を打っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この後、地域おこし協力隊についての定住率とか問題点とかお聞きしたいところではございましたけれども、時間が来ましたので、少しだけ自分の考えを述べたいと思っておりますが、ネットなんかで調べますと、地域おこし協力隊、これが結構ネガティブな情報がぱっと出てくるんですね。期待して行ったらこんな扱いを受けた、あるいは自分のスキルを生かせなかったとか、そういう意味ではネット社会ですのでその中で出てくるというのは割と暗いイメージを持たれてしまうと。そういう部分では郡上市というのはどうなんだろうなという部分、それから定住率がどれぐらいかな、そういう部分をお聞きしたいと思いましたが、時間が来ましたので割愛させていただきます。

これで、私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、兼山悌孝議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

（午後 3時21分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

郡上市議会議員 三 島 一 貴

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員